



大嘗宮移動論

—幻想の氏族合議制—

岩永省三

**Issues concerning the successive relocations of
the ceremonial architectural compound for
the inauguration of the ancient Japanese Emperor**

Shozo IWANAGA

九州大学総合研究博物館：〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1
The Kyushu University Museum: Hakozaki 6-10-1, Higashi-ku, Fukuoka, 812-8581 Japan

はじめに

大嘗祭とは、天皇即位後の最初の新嘗祭であり、天皇就任の祭儀の一環である。大宝令や養老令の神祇令では「毎世」の大嘗とされている。1989年に即位した現天皇も1990年11月22・23日に大嘗祭を挙行したことは記憶に生きる。筆者はその後に江戸城本丸天守台の見学を行った際、儀式終了後ただちに撤去されるべき大嘗宮の仮設建物の1棟がなぜか残されていたのを、実見することができた。

この大嘗祭で用いられ、儀式の終了とともに撤去された仮設の建物群が大嘗宮である。大嘗宮の構造については、『儀式』『延喜式』などの記載から推定されてきたが、あくまで平安時代の記録であり、どのような過程を経て儀礼やそれを挙行する場が整備されてきたのかは、長らく不明であった。

ところが1984年以降、平城宮で6回分の大嘗宮遺構が発見され、奈良時代の大嘗宮の構造と時間的変化が細部に至るまで判明し、『儀式』『延喜式』に基づいて推定されてきた平安時代の大嘗宮との細かい比較も可能となった点で、宮廷儀礼の研究上画期的な発見となった。しかし、天皇がまさしく即位に関わる儀礼を行った大嘗宮の遺構に対して、古墳時代の首長権継承儀礼の場やそこでの祭式・祭器に執拗な関心を抱く考古学者からは、何故かたいたいした関心を持たれぬままに現在に至り、平城宮東区朝堂院朝庭に平面表示された淳仁大嘗宮遺構は草に覆われ訪れる人もない。

ここで私は、平城宮の大嘗宮遺構を素材に、大嘗宮が設けられた場所の変化の中から規則性を見出し、意図的行為を行った理由についての作業仮説を提示し、文献史学・神話学の成果を参照しつつ、大嘗宮に現われたさまざまな事象を統一的に説明する論理を模索していきたい。これが、律令国家確立前の政治組織が、律令国家にどのように継承され、また変質していったのかという問題、さらには王権論とやがて切り結ぶ。

なお「朝堂院」の呼称は確実には延暦11年以降の長岡宮期後半に始まるから、奈良時代については単に「朝堂」と呼ぶのが正しい。しかし、広大な朝庭と、宮によって異なるが4・8・12・14(以上)棟の朝堂建物からなる中枢空間全体を指す語が必要であり、個別の朝堂建物と院全体を区別する必要があるので、長岡宮期前半以前についても便宜的に朝堂院の語を用いる。なお平城宮(図1)では中央区に4堂、東区に12堂をもつ機能の異なる朝堂院が併存するので、混同を避けるために、必要に応じて四堂院、十二堂院という語も用いる。

I. 奈良時代の大嘗宮遺構の検討

A 大嘗宮遺構の発見と天皇比定

大嘗祭は、稻の生育の関係から、天皇の即位が7月以前ならばその年の11月、8月以後ならば翌年の11月に執行されることになっていた。その次第は『貞觀儀式』(871年頃、以下『儀式』と略す)や『延喜式』卷7(927年)に詳しい。

これは平安時代における次第であるが概略を記す。祭儀に先立ち、黒酒・白酒を作る稻をとる悠紀・主基の両国を卜定し、北野斎場を設け様々な準備にとりかかる。11月の卯日の7日前に大極殿前庭に大嘗宮を作り始め5日のうちに終わる。寅日に鎮魂祭があり卯日から午日まで大嘗の祭儀が続く。

卯日の夜に廻立殿で湯浴み(禊ぎ)し、祭服を着した天皇は大嘗宮悠紀正殿に入り、八重の神座に着座する。神饌行立、神饌親供、御食の秘儀などを執行する。ふたたび廻立殿で湯浴、祭服を着した後、主基正殿で同じ儀式を行い、廻立殿を経て退出する。この間、殿外では、国柄奏、悠紀・主基両国の風俗歌舞、語部の古詞奏上、隼人舞が行われる。

辰日の朝、大嘗宮を解体し跡地で鎮祭を行う。豊楽院にて辰日に神寿詞奏上・剣鏡奉上に続いて悠紀節会、巳日に主基節会を行う。午日に豊楽院で豊明節会を行う。辰日の神寿詞奏上・剣鏡奉上は、古い即位式が二次的に大嘗祭に付加されたとみられる(加茂 1983)。

この大嘗祭で用いられ、儀式の終了とともに撤去された仮設の建物群が大嘗宮である。大嘗宮の構造については、『儀式』『延喜式』などの記載から推定されてきたが(関野 1939、池 1983)(図2)、平城宮では1984年以来、奈良文化財研究所(以下、奈文研と略す)の調査によって、東区朝堂院朝庭部で5時期、中央区朝堂院朝庭部で1時期の大嘗宮遺構が検出されている。『儀式』『延喜式』から推定される大嘗宮と規模や建物配置が大差がなく、大嘗宮であると異論なく了解できたのである。すなわち、東西210尺前後、南北150尺前後の長方形区画を宮垣で囲い、内部を東西に二分して東半分を悠紀院、西半分を主基院とし、それぞれに南北棟の正殿、東西棟の膳屋・臼屋、御厨などを配し、膳屋・臼屋をさらに垣で囲う。平城宮での一連の発見によって、奈良時代の大嘗宮の構造と時間的変化が細部に至るまで判明し、『儀式』『延喜式』に基づいて推定されてきた平安時代の大嘗宮との細かい比較も可能となった点で、宮廷儀礼の研究上画期的な発見となった。しかし、天皇がまさしく即位に関わる儀礼を行った遺構に対して、古墳時代の首長権継承儀礼の場やそこでの祭式・祭器に執拗な関心を抱く考古学者からは、なぜかあまり関心を持たれぬままに現在に至っている。

まず平城宮の大嘗宮遺構とその変遷を、奈文研の調査成果を参考しつつ詳細に検討しよう(図3~8)。平城宮の大嘗宮を、奈文研での呼称にならって、古い順に東区01期・東区02期・東区A期・中央区・東区B期・東区C期と呼ぼう。東区A~C期の前に、東区01・02期があるのは、1984年に最初に大嘗宮と認識されA期と命名された遺構より古い01・02期大嘗宮が、1993年にはじめて認識されたという経緯による。

6時期の大嘗宮の天皇比定については確定するまで糾余曲折があったので、振り返っておく(表1)。第163次調査でA期を検出し、調査者は聖武の大嘗宮に当てた。根拠は、①大嘗宮北面の宮垣SA11800が大極殿院下層建物群の南面塀SA11250から300尺の位置にあり、廻立殿相当建物

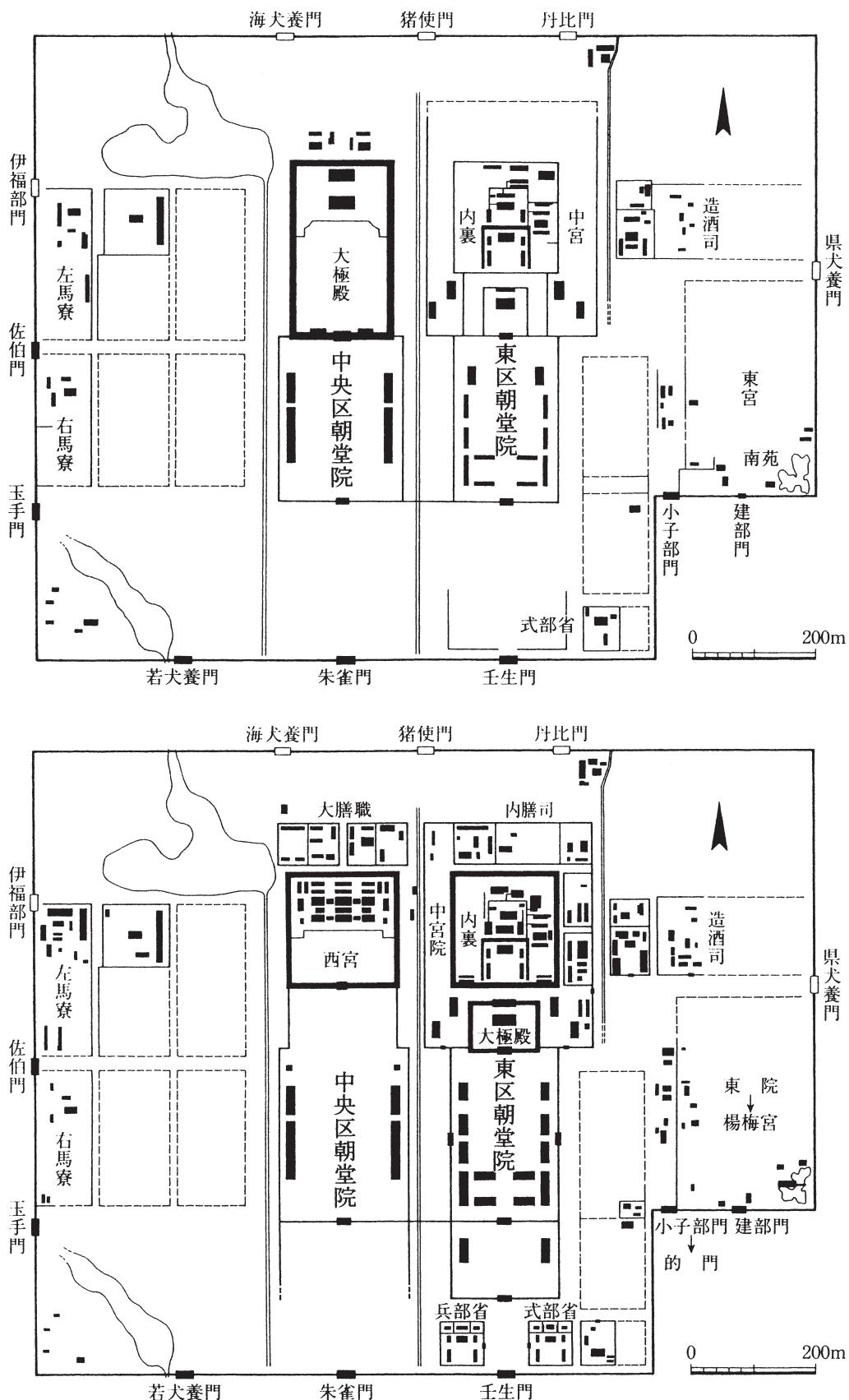


図1 奈良時代前半の平城宮(上)、後半の平城宮(下)
(小沢 2003より。一部改変)

SB11900 が SA1250 と SA11800 の中間にあることから、A 期は下層朝堂の時期である。②SB11900 の柱抜取穴から出土した瓦 6225A は東区朝堂院上層所用であり上層の造営期に近い（奈文研 1985）。第 169 次調査で B・C 期を検出し、B 期の膳屋柱掘形から平城宮IV～V 期の土器（天平勝宝～宝龜年間）が出土したことから、調査者は A 期を元正か聖武、B・C 期を淳仁以降の 4 代のいずれかとした（奈文研 1986）。その 4 代のうち淳仁・光仁・桓武は『続日本紀』に大嘗の場を「太政官院（乾政官院）」と明記しているから、その記録の何れかが誤っていたのか、東区朝堂院上層遺構を「太政官院」と呼んだのが大きな問題となった。今泉隆雄氏は出土土器を無視し、かつ上層遺構が太政官院では有り得ぬとして、A 期：元正、B 期：聖武、C 期：称徳とした（今泉 1989）。橋本義則・山岸常人氏は A 期：淳仁、B 期：光仁、C 期：桓武とした（橋本・山岸 1991）。その後上野邦一氏が、大嘗宮ではない仮設儀式遺構とされてきた遺構群の中に、A 期より古い 01 期・02 期の存在を認識した（上野 1993）。上野氏は、遺構の共通性から 01・02 期が連續した古い時期、A・B・C 期が連續した新しい時期と考え、01・02 期を元正・聖武、A 期：淳仁、B 期：光仁、C 期：桓武に比定し、大方の賛同を得るようになった。ただし金子裕之氏は A 期が称徳の可能性を考えていた（金子 1996）。2004 年に第 367・376 次調査で発見された中央区大嘗宮は、柱穴内出土遺物の年代および場所が太政官院（乾政官院）ではないことから、史料に大嘗祭の場が記されていない称徳に当たることが判明した（奈文研 2005）。

表 1 大嘗宮の天皇比定の変遷

	東区 01	東区 02	東区 A	中央区	東区 B	東区 C
163 次			聖武			
169 次			元正か聖武		← 淳仁以降 →	
今 泉 1989			元正		聖武	称徳
橋本・山岸			淳仁		光仁	桓武
上野 1993	元正	聖武	淳仁		光仁	桓武
金子 1886			称徳		光仁	桓武
367・376 次				称徳		

B 大嘗宮の造営場所とその性格

筆者も上野氏の天皇比定を承認する。その上で明らかになった事実関係を確認しておこう。

① 大嘗宮の場所は基本的に東区朝堂院

奈良時代の大嘗宮の位置と天皇比定が明らかになってみると、南薬園新宮で行ったことが明記されている孝謙、孝謙が重祚した称徳を除く五代の大嘗祭は、平城宮の東区朝堂院で挙行されたことがわかる。孝謙・称徳の大嘗宮が別の場所であるのは別個に検討を要するが、基本的には建物を 12 棟配した東区朝堂院の朝庭が大嘗祭の場であったと考えてよい。

② 東区朝堂院は奈良時代後半には太政官院（乾政官院）と呼ばれた。

続日本紀の記載とあわせると、東区 A 期を淳仁、同 B 期を光仁、同 C 期を桓武の大嘗宮とする限り、太政官院（乾政官院）＝朝堂と認めざるをえない（上野 1993）。すでに上野氏の論考以前に保坂

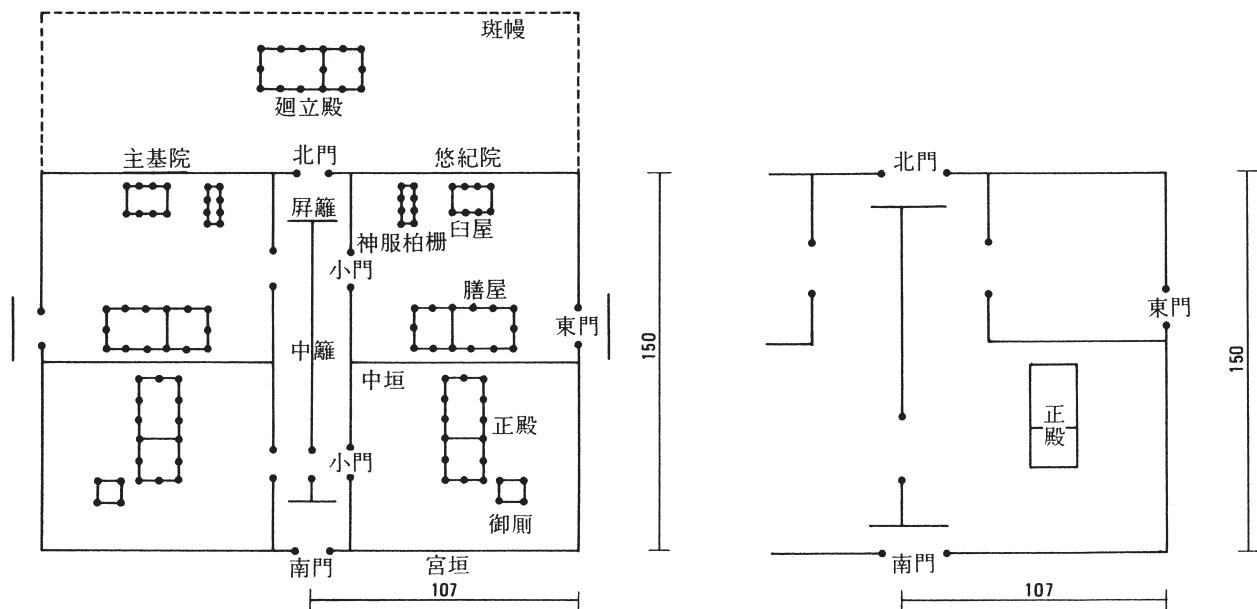


図2 『儀式』から復原される大嘗宮(左)、『延喜式』から復原される大嘗宮(右)
(奈文研 1986より。単位: 尺)

表2 奈良時代の大嘗祭(奈文研 2005より。一部改変)

	年月日	天皇	悠紀國	主基國	史 料	史料出典 (『続日本紀』)	推定位置
①	716年11月19日 (靈龜2)	元正	遠江	但馬	辛卯、大嘗す。親王已下、及び百官人らに祿を賜うこと差あり。由機の遠江・須機の但馬国の郡司二人に位一階を進む。	靈龜2年11月 辛卯条	東区朝堂院朝庭 (01期)
②	724年11月23日 (神龜1)	聖武	備前	播磨	己卯、大嘗す。備前国を由機とし、播磨国を須機とす。従五位下石上朝臣勝男・石上朝臣乙麻呂、従六位上石上朝臣諸男、従七位上榎井朝臣大鳴ら、内の物部を率いて、神楯を斎宮の南北二門に立つ。	神龜元年11月 己卯条	東区朝堂院朝庭 (02期)
③	749年11月25日 (天平勝宝1)	孝謙	因幡	美濃	乙卯、南菴園新宮において大嘗す。因幡をもって由機國とし、美濃を須岐國とす。	天平勝宝元年 11月乙卯条	南菴園新宮
④	758年11月23日 (天平宝字2)	淳仁	丹波	播磨	辛卯、乾政官院に御して、大嘗の事を行う。丹波国を由機とし、播磨国を須岐とす。	天平宝字2年 11月辛卯条	東区朝堂院朝庭 (A期)
⑤	765年11月22日カ (天平神護1)	称德	美濃	越前	癸酉、是より先、廢帝、既に淡路に遷る。天皇、重ねて万機に臨む。ここにおいて、更に大嘗の事を行う。美濃國をもって由機とし、越前國を須伎とす。[実際の祭日は22日己卯か]	天平神護元年 11月癸酉(16日)条	中央区朝堂院朝庭
⑥	771年11月21日 (宝龜2)	光仁	參河	因幡	癸卯、太政官院に御して、大嘗の事を行う。參河國を由機とし、因幡國を須岐とす。參議従三位式部卿石上朝臣宅嗣・丹波守正五位上石上朝臣息嗣・勅旨少輔従五位上兼春官員外亮石上朝臣家成・散位従七位上榎井朝臣種人・神楯桿を立つ。大和守従四位上大伴宿祢古慈斐・左大弁従四位上兼播磨守佐伯宿祢今毛人、門を開く。内藏頭従四位下阿倍朝臣息道・助従五位下阿倍朝臣草麻呂、諸司宿侍の名簿を奏す。右大臣大中臣朝臣清麻呂、神寿詞を奏す。弁官史両國の献物を奏す。右大臣に施六十疋を賜う。五位已上に衾人ごとに一領を賜う。	宝龜2年11月 癸卯条	東区朝堂院朝庭 (B期)
⑦	781年11月13日 (天応1)	桓武	越前	備前	丁卯、太政官院に御して、大嘗の事を行う。越前國をもって由機とし、備前を須機とす。両國種種翫好の物を獻る。土風歌舞を庭に奏す。五位已上に祿を賜うこと差あり。	天応元年11月 丁卯条	東区朝堂院朝庭 (C期)

佳男氏は、長岡宮の朝堂院が太政官院と呼ばれたと指摘していたが（保坂 1984）、平城宮については、橋本義則・山岸常人氏のように、長岡宮の朝堂院が太政官院と呼ばれ内部に百官の朝座が設けられていたことから、平城宮の太政官院にも百官の朝座が設けられたのなら、奈良時代後半でそのような施設は東区朝堂院のみであることを主たる根拠として、朝堂院＝太政官院（乾政官院）であることを肯定する説（橋本・山岸 1991）がありはしたもの、今泉隆雄氏は平城宮東区朝堂院上層遺構が太政官院であることを否定し（今泉 1989）、町田章氏も太政官と考えられてきた壇積み官衙地区が大嘗祭を行うには規模が小さいので太政官ではないと述べ、太政官と朝堂院はそもそも別物と考えていた（町田 1986・1991）。要は、太政官院（乾政官院）＝太政官曹司（本庁）と考え、朝堂院とは別物という見解が主流だった。しかし、淳仁・光仁・桓武大嘗宮の位置の確定により太政官院＝朝堂院と認めざるをえないとなると、朝堂院をあえて太政官院と呼ぶようになった歴史的経緯が問題となる。

③ 下層遺構も十二堂の朝堂院

東区朝堂院上層遺構は礎石建物で奈良時代後半の大極殿院と一体の遺構であるから朝堂院であることに学界内の異論はない。しかし下層遺構の性格については、朝堂院（今泉 1984、金子 1987）、太政官、東宮（町田 1986・1989・1991）など見解が割れていた。しかし、下層遺構にも遷都当初から 12 棟の建物が存在することが確定したのに加え、01・02 期大嘗宮が下層遺構に属すると判明したことによって、大嘗宮を設けたと言う意味において下層・上層を通じて性格が終始不変であり、下層遺構も上層遺構と同じく 12 堂を設ける朝堂院であることが明らかとなり、機能・構造の異なる 2 朝堂院の奈良時代を通じての併存説（今泉 1984・1989）を補強することとなった。

ただし、東区下層正殿 SB9140 が大極殿と言えるかどうかは検討を要する。大極殿については、下層遺構の時期の大極殿は中央区大極殿院の SB7200 であることが確定しているから、SB7200 が存在した期間については、大極殿が同時に 1ヶ所と考える限り、SB9140 は大極殿ではない。その場合でも平城還都直後は微妙であり、天平勝宝元年（749）の孝謙即位が大極殿という記載はあるものの、天平宝字2年（758）の淳仁即位まで大極殿や元日朝賀の記事がなくなり、淳仁即位後再び続出することから、孝謙即位が実は下層の SB9140 においてであり『日本書紀』があえて「大極殿」と記したという説がある一方で、還都後まもなく東区上層正殿 SB9150 が大極殿として建てられたとする説も有力である。いずれにせよ恭仁遷都以前の SB9140 を大極殿とは見ないのだが、近年は SB7200 と SB9140 で大極殿の機能を分担していたとする説（渡辺 2001）が有力になりつつあり、呼称はともかく日常的政務空間の正殿としての性格が SB9140 から SB9150 へと継承されたと見られる方が、十二堂院の性格の不变と整合的である。

C 大嘗宮の位置と建物配置

東区 01・02・A・B・C 期大嘗宮の位置と相互の関係を仔細に検討してみよう（図3～7）。なお上野氏が設定した 01 期と 02 期の前後関係は重複がないため決定しづらく、上野氏は 02 期が古い可能性を示唆した。しかし後述する理由によって 01 期が古いと考える。

01 期大嘗宮の位置は（図3）、東区朝堂院下層遺構を基準に決定されている。北面宮垣が上野氏が推定した位置であれば、下層東第一堂 SB11740 の基壇北縁とほぼ揃えているとも見られるが、3

尺ほど北に寄るため、下層朝堂院北面区画塀 SA11250 から 180 尺（150 大尺）と見た方が良い。また、悠紀院膳屋 SB11796 と主基院膳屋 SB11840 の間の距離（23.6m=80 尺）は、太極殿院下層南門 SB11210 の基壇幅に合わせている。それ以外の建物は北面宮垣および大嘗宮中軸線を基準としている。正殿 SB11813 の北妻は北面宮垣から 75 尺、南面宮垣から 60 尺であり、正殿の西側柱と大嘗宮中軸線との距離は 30 尺、正殿南妻と南面宮垣の距離は 20 尺である。膳屋 SB11796 西妻と中軸線との距離は 40 尺、膳屋北側柱と北面宮垣との距離は 20 尺、膳屋南側柱と正殿北妻との距離は 40 尺である。以上から、南面宮垣と北面宮垣との距離は 135 尺となる。

02 期大嘗宮は（図4）、01 期大嘗宮をそのまま南にずらした関係にあり、正殿 SB11812 と膳屋 SB11795 は、01 期正殿 SB11813 と膳屋 SB11796 を約 40 尺南に移動した位置にある。01 期正殿の桁行長が 40 尺、正殿北妻と膳屋南側柱の距離が 40 尺であるため、結果として 02 期正殿 SB11812 の北妻は 01 期正殿 SB11813 の南妻のすぐ南側、02 期膳屋 SB11795 の南側柱列は 01 期正殿 SB11813 の北妻と同位置となる。つまり、02 期の正殿と膳屋は 01 期正殿の位置を避けてその南北に造ったと見られる。なお 02 期の北面宮垣・南面宮垣は、01 期の垣を 40 尺南下させたのではなく、なぜか約 30 尺しか南下させていないので、北面宮垣と膳屋 SB11795 の距離は 30 尺と 01 期より 10 尺広く、逆に正殿 SB11812 と南面宮垣との距離は 5 尺と 01 期より 15 尺も狭くなっている。後者が 10 尺にならないのは、正殿 SB11812 が 01 期正殿 SB11813 より 42 尺下がり、大嘗宮の南北長が 132 尺と 01 期より 3 尺短くなっているからである。これらのこととは宮垣の位置決めをする際の施工ミスかもしれない。なお、02 期には膳屋 SB11795 の北側に臼屋 SB11797 があるが、01 期には膳屋 SB11796 の北で臼屋を検出していなければ、削平のためであろう。

A 期大嘗宮は（図5）、02 期大嘗宮をさらに南にずらした関係にあり、02 期正殿 SB11812 の位置を現地に再現して大嘗宮の割付の基準としているようである。すなわち、SB11812 の北妻のすぐ北側に北面宮垣 SA11800 を、SB11812 の東側柱列のすぐ東側に膳屋・臼屋を囲う区画の西面垣 SA11825 を設ける。それらを北限・西限としてほぼ 60 尺四方の区画を設けるが、東西長 60 尺は桁行長 40 尺の膳屋 SB11785 の東西に 10 尺ずつの空きを取った数値である。

正殿 S B 12255 の北妻は 02 期正殿 SB11812 南妻から 38 尺南の位置にあるが、後述するように計画 40 尺の施工誤差とみなせる。あるいは北面宮垣 SA11800 の心から南へ 80 尺と考えた方が良いかもしれない。SB12255 は 02 期正殿より東に 26 尺寄っているが、これは膳屋区画西面垣 SA11825 の南延長線から 10 尺東に西側柱筋を乗せた結果である。そして、正殿 12255 の南妻から 39 尺南に南面宮垣 SA12318 があるが、これも計画 40 尺の施工ミスであろう。正殿の東側柱と東面宮垣との距離は 35 尺となる。

こうしてみると、大嘗宮の南北長 159 尺は、正殿の桁行長 40 尺の 4 倍たる 160 尺が計画寸法であり、正殿 SB12255 の北妻・南妻はそれぞれ区画の 2 等分線、4 等分線上に乗ることとなる。

かつて A 期大嘗宮を下層と認定した根拠は、北面宮垣が下層朝堂院北面区画塀 SA11250 からちょうど 300 尺（250 大尺）の距離にあることであったが、A 期の帰属が上層・下層のどちらであるにせよ、北面宮垣の位置は 02 期正殿の北妻位置を狙って宮垣を設けた結果であって、SA11250 からの距離がほぼ完数となったのには大きな意味が無いと考えられる。

大嘗宮移動論 -幻想の氏族合議制-

Issues concerning the successive relocations of
the ceremonial architectural compound for
the inauguration of the ancient Japanese Emperor

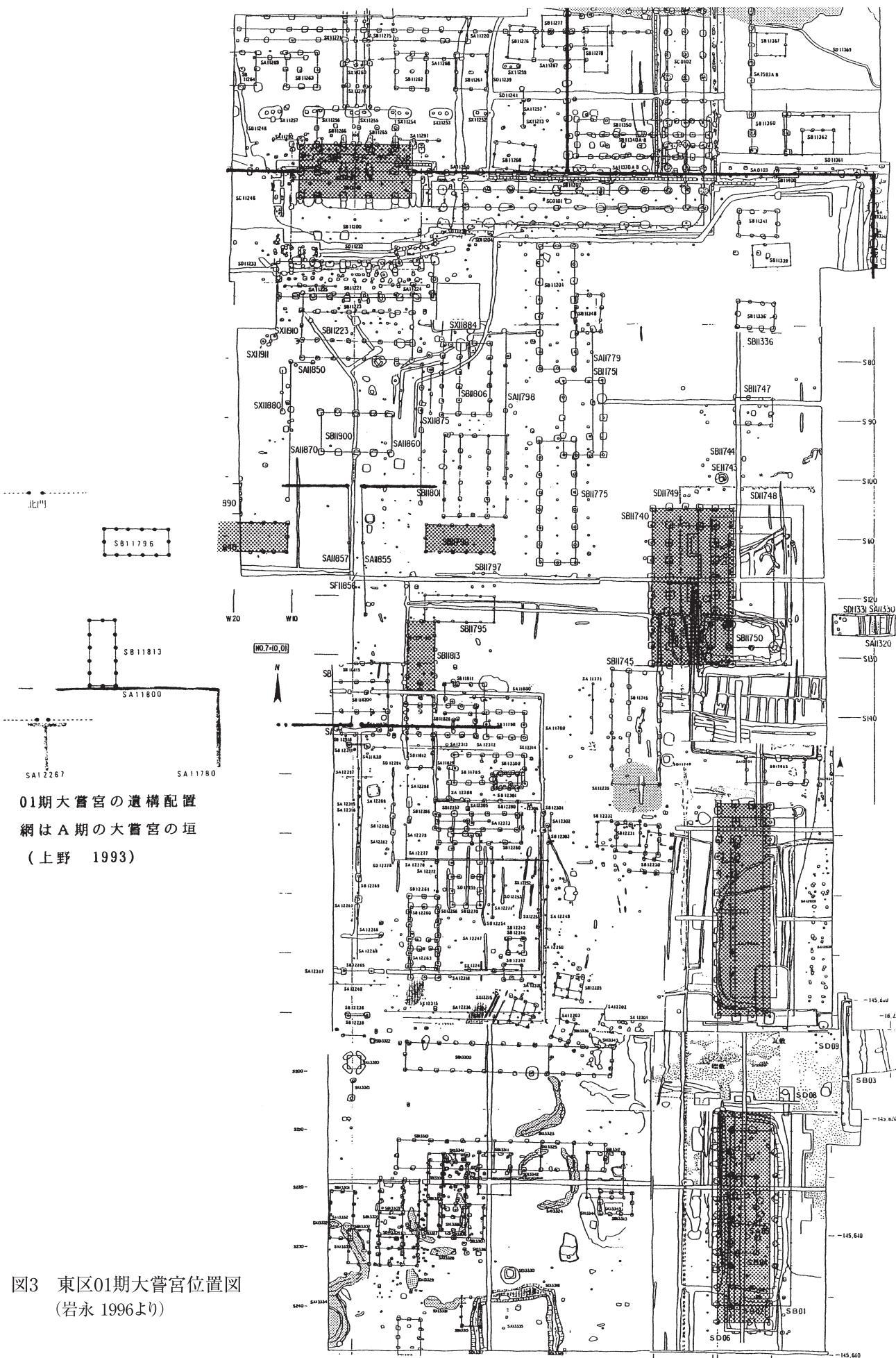


図3 東区01期大嘗宮位置図
(岩永 1996より)

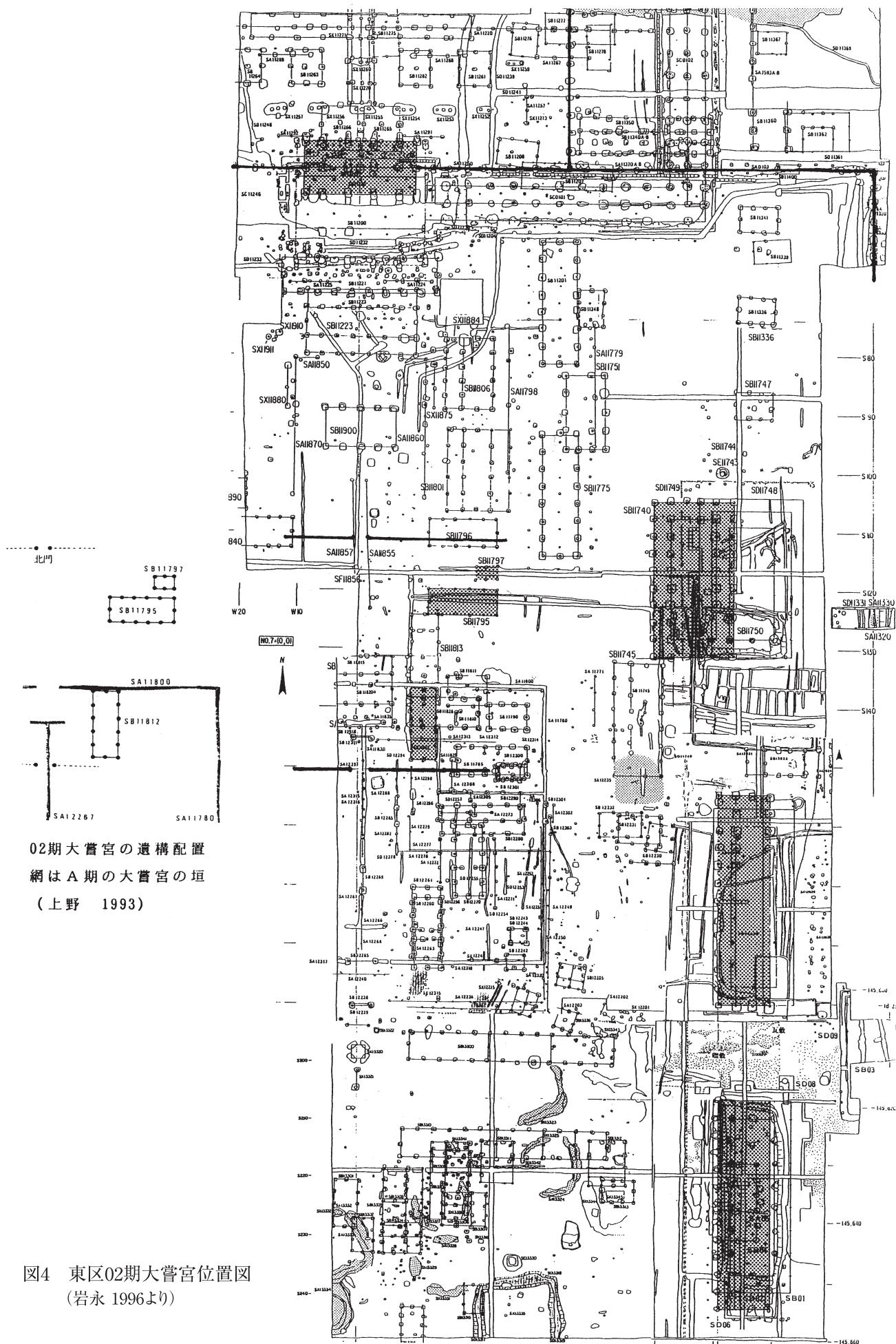


図4 東区02期大嘗宮位置図
(岩永 1996より)

B期大嘗宮は(図6)、A期大嘗宮をさらに南にずらした関係にある。正殿SB12260は、A期正殿と比較して、棟通り位置を01期正殿・02期正殿の棟通り位置まで西に戻し、妻位置をA期正殿より41尺(計画40尺か)南に移動した位置にある。正殿を基準に、正殿の南妻から22尺(計画20尺か)に南面宮垣、正殿の南妻位置で東側柱筋から61.5尺(計画60尺か)に東面宮垣を置く。正殿の西側柱筋は大嘗宮中軸線から30尺となる。

膳屋SB12280は、A期膳屋より34尺南に移動した位置にあるが、位置決めは正殿SB12260の東側柱筋に西妻を置き、正殿の北妻から45尺に棟通りを置いたと見るべきであろう。桁行長は47.5尺とA期までの40尺より大きくする。膳屋の西妻から26.5尺(計画26尺か)西、南側柱筋から10尺南に膳屋・臼屋を囲む垣を設ける。膳屋区画西面垣は、正殿の西側柱筋の北延長より10尺西に来るよう膳屋の西妻から26尺で計画されたのである。膳屋の東妻から15.5尺に東面宮垣を設けた結果、東面宮垣は膳屋の西妻から63尺となるのに対し、正殿の南妻位置で正殿の東側柱筋から61.5尺となるために、両者の差によって東面宮垣が北で東に振れることとなり、それと直行するようすに大嘗宮の南面宮垣・北面宮垣を設けたため、いずれも東で南に振れることになった。その結果、膳屋区画の南北長は、東端で64尺、西端で65尺と差が出ている。

C期大嘗宮は(図7)、B期大嘗宮を少し北にずらした関係にある。正殿SB12261は、B期正殿を6尺北に移動した位置にある。正殿を基準に、正殿の南妻から25尺に南面宮垣、正殿の東側柱筋から60尺に東面宮垣を置く。正殿の西側柱筋は大嘗宮中軸線から29尺(計画30尺か)となる。

膳屋SB12290は、B期膳屋より8尺北に移動した位置にあるが、位置決めは正殿SB12260の東側柱筋に西妻を置き、正殿の北妻から46尺(計画45尺か)に棟通りを置いたと見るべきであろう。桁行長は47.5尺とB期と同じである。膳屋の西妻から16尺西、南側柱筋から17尺南に膳屋・臼屋を囲む垣を設ける。膳屋区画西面垣は、正殿の西側柱筋と揃えている。膳屋の東妻から13.5尺に東面宮垣を設けた結果、東面宮垣は膳屋の西妻から61尺となるのに対し、正殿の南妻位置で正殿の東側柱筋から60尺となるために、両者の差によって東面宮垣が北で東に振れることとなり、それと直行するようすに大嘗宮の南面宮垣・北面宮垣を設けたため、いずれも東で南に振れることになった。その結果、膳屋区画の南北長は、東端で61尺、西端で62尺と差が出ている。

D 大嘗宮の位置決定上の原則

以上のような大嘗宮の位置の時期的変化を通覧し、あらためて天皇比定を確認すると、いくつかの原則が看取できる。

① 正殿の南北方向移動(図8)

重ならないように桁行長と同じ40尺ずつ南にずらしていくのが当初設定した原則であったと推定できる。01期(元正)・02期(聖武)が連続し、40尺空けてA期(淳仁)、B期(光仁)が連続し、C期(桓武)は原則を破ってB期(光仁)と重複する。孝謙大嘗宮が存在しないのは、『続日本紀』が記すように南葉園新宮で大嘗祭が行われたからであり、その理由は、孝謙の大嘗祭が挙行された天平勝宝元年(749)に、東区朝堂院では改作工事が行われており、祭儀に使えない状態だったと考える説(上野 1993)、あるいは孝謙がすでに仏教と関係を持っていたので神事と仏事の混交を忌避

図5 東区A期大嘗宮位置図
(岩永 1996より。遺構配置図
中の数値は、概報によるもので、
小稿案と異なる所があるので
要注意。)

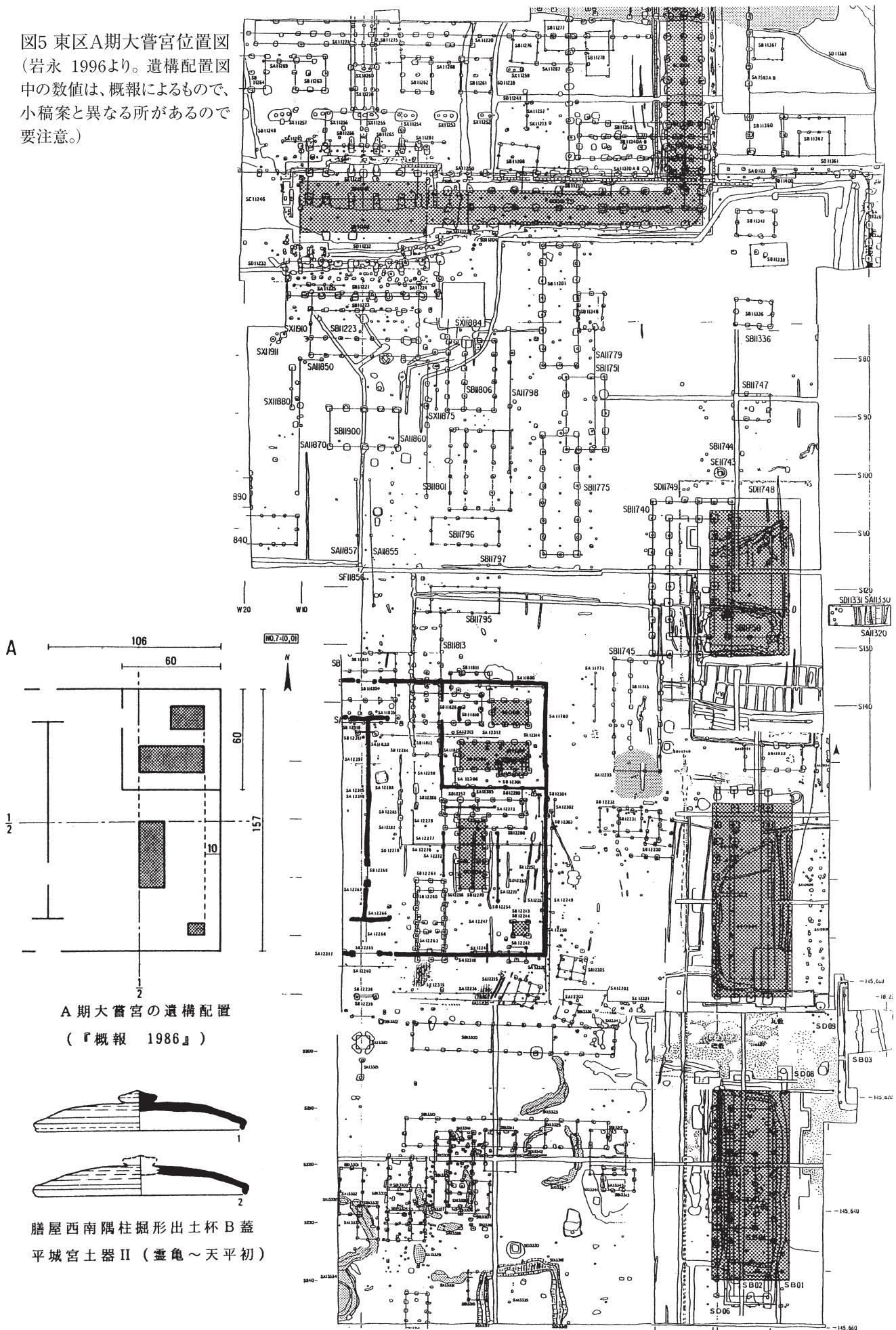


図6 東区B期大嘗宮位置図
(岩永 1996より。遺構配置図
中の数値は、概報によるもので、
小稿案と異なる所があるので
要注意。)

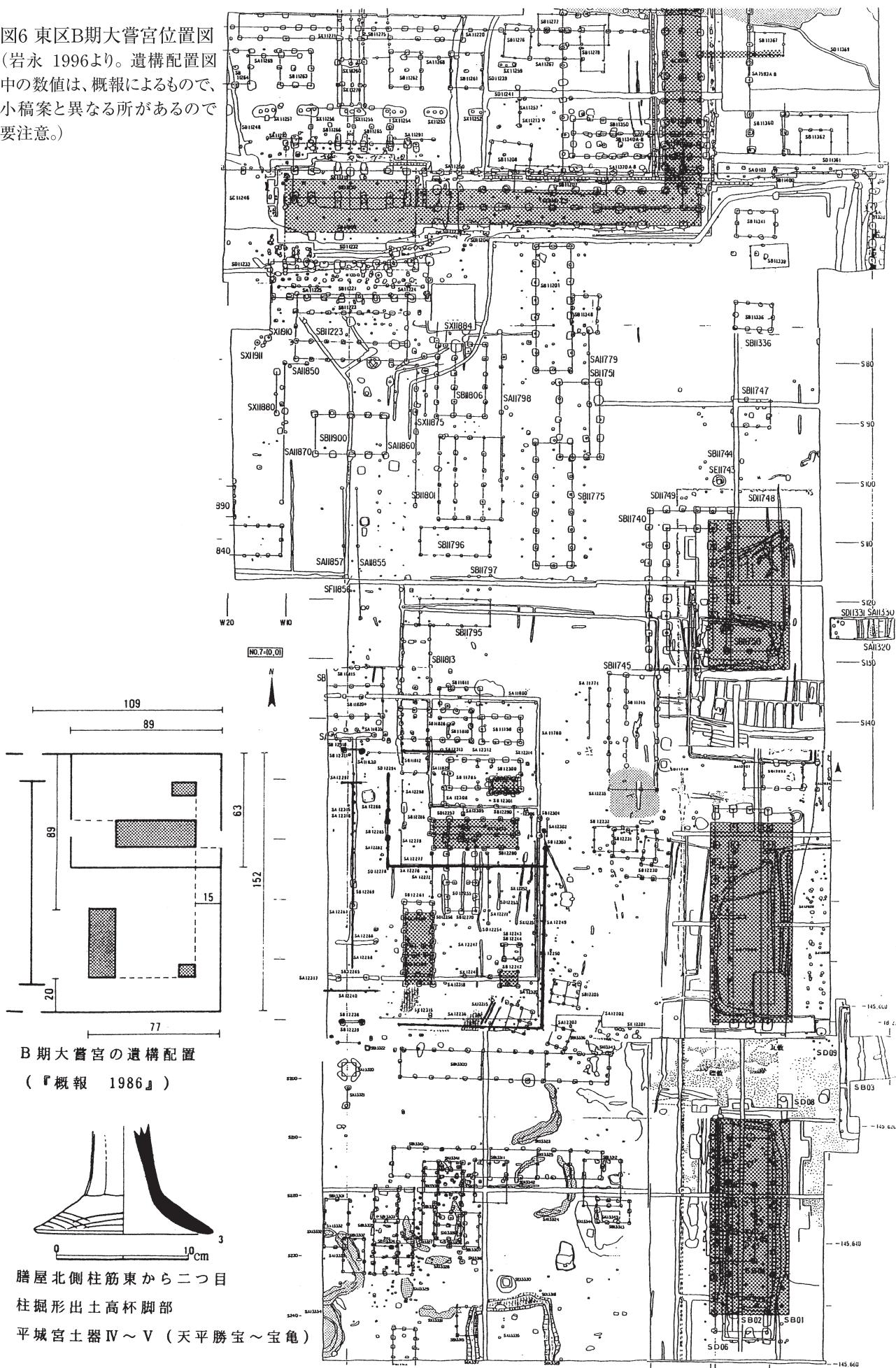
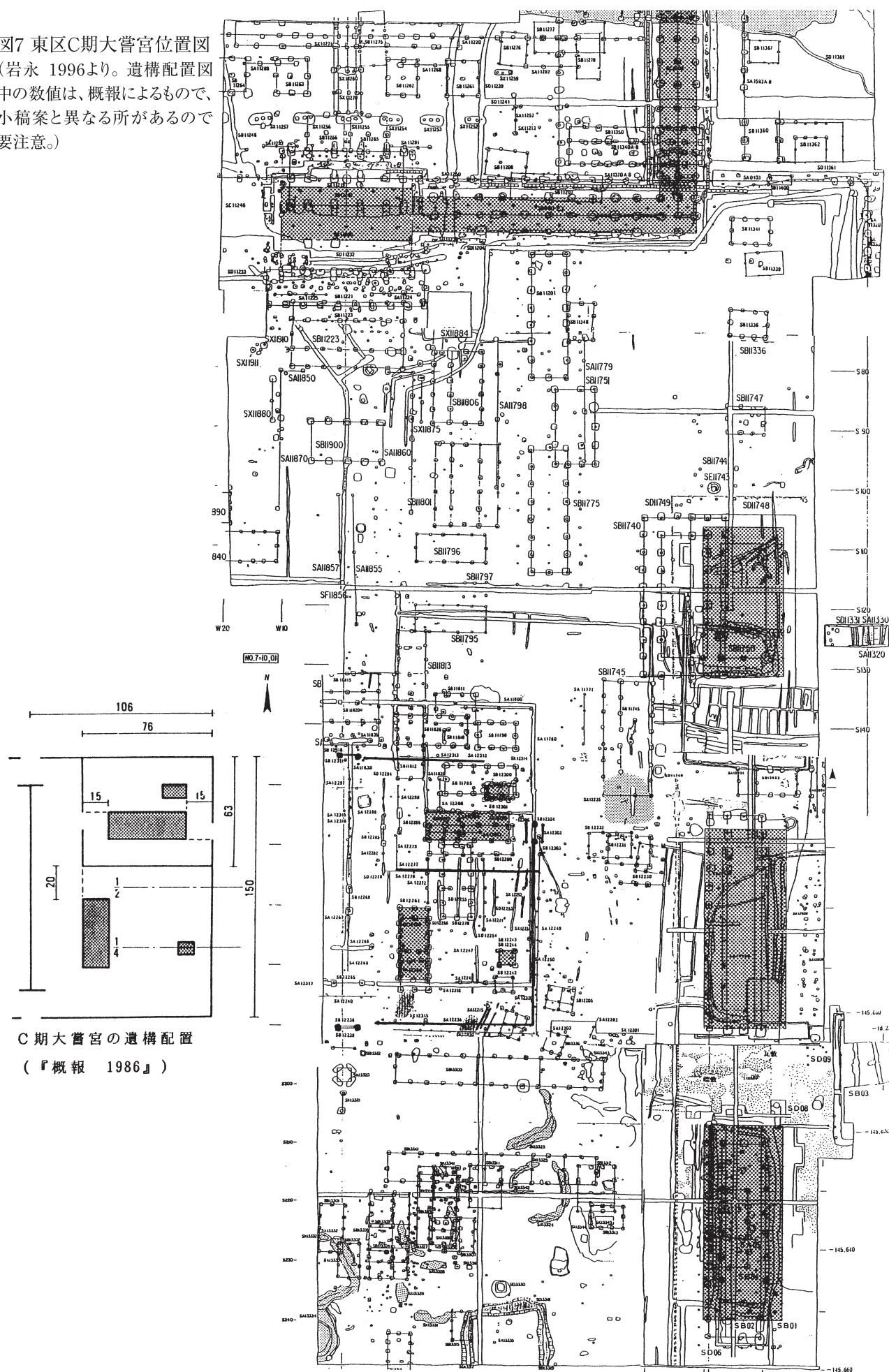


図7 東区C期大嘗宮位置図
(岩永 1996より。遺構配置図
中の数値は、概報によるもので、
小稿案と異なる所があるので
要注意。)



したとみる説（瀧浪 1998）がある。02期とA期の間の南北40尺の空閑地は本来は孝謙大嘗宮正殿が納まるべき場所であったと考えられる。A期（淳仁）正殿が東にずれるのは、淳仁を擁立した藤原仲麻呂が威信をかけて大嘗宮の大型化を図り、正殿の南北位置の原則を守りつつ東西幅を拡大したからと考えられる。本来A期の南に来る筈であった称徳大嘗宮が存在しないのは、中央区朝堂院で大嘗祭が行わられたからである。孝謙が東区朝堂院を大嘗祭に用いなかつたので、次の淳仁が孝謙正殿使用予定地40尺分を空けて正殿を営んだ先例に倣えば、光仁正殿は淳仁正殿の南に称徳正殿使用予定地40尺分の空閑地を空けて営まれるべきであったのだろうが、空けていない理由は、称徳が重祚したため、孝謙正殿予定地をもって称徳分とみなしたからであろう。桓武正殿は光仁正殿と40尺ずらすべき所を、6尺しかずらさず、しかも北向きにずらしている。桓武正殿と光仁正殿との重複が大きい理由はⅢD①で述べる。

② 膳屋の位置決定

正殿と同様に前回と重ならないように南にずらすのが原則であったが、移動距離は南40尺（01-02）、南90尺（02-A）、南34尺（A-B）、北7.5尺（B-C）であり、正殿ほど規制が強くなかったので、40尺ないしその倍数に限らない。正殿との距離も、40尺（01）、42尺（02）、28尺（A）、37尺（B）、38尺（C）と一定しない。膳屋の西妻位置の正殿との位置関係は、正殿の棟通り（01・02）、西側柱筋（A）、東側柱筋（B・C）と推移する。なおA-B期間に来る称徳膳屋は、桁行長40尺は01・02・A期と同じ、正殿との距離40尺は01・02期と同じ、西妻位置の正殿との位置関係は東側柱筋でB・C期の先駆であり、新旧の要素を併せ持つ。

③ 白屋の位置決定

01期は不明だが、以後は終始、東妻を膳屋東妻と揃える。南北方向の位置は、膳屋と北面宮垣の中間に置く（A）→宮垣に寄せる（称徳・B）→膳屋に寄せる（C）と推移する。

④ 御廁の位置決定

01・02期は不明だが、南北方向の位置は、正殿より南（A）→北妻を正殿の南妻に揃える（称徳）→南側を正殿の南妻に揃える（B）→正殿の南妻より北（C）と、次第に北上する。東西方向の位置を膳屋の東妻と揃える位置で見ると、東妻（A）→西側（称徳）→東妻（B）→中軸（C）と一定しない。

⑤ 朝堂院建物と大嘗宮との位置的関係

朝堂院建物と大嘗宮との距離が完数になるなどの計画性が最も顕著に現れるのは最初の大嘗宮であり、2回目からは前回の大嘗宮からずらしていくため、朝堂院建物との関係は計画性を失っていく。上野氏は、01期と02期を比較して、02期の方が計画性が劣るので古いと考えたが、むしろ逆と考えるべきである。

E 派生する問題点

① 廻立殿が明確ではない。

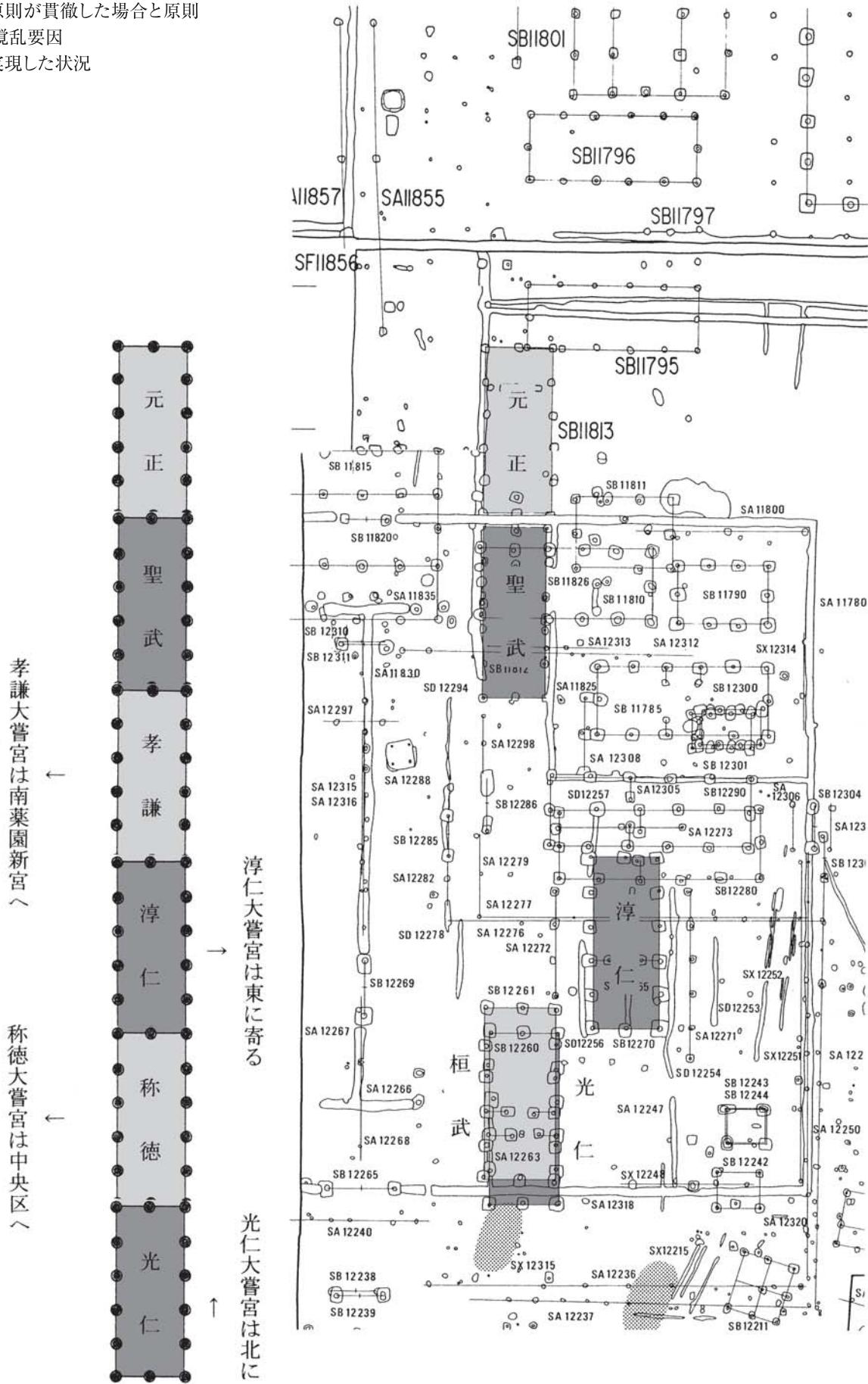
「儀式」によれば廻立殿は桁行5間・梁行2間の東西棟で2間分と3間分を分かつ間仕切りがある。しかし、中央区および東区大嘗宮の北側にちょうどこの規模・構造の東西棟はないので、中軸線を跨ぐ東西棟建物を南から順に見ていく。

図8 大嘗宮正殿の位

左：原則が貫徹した場合と原則

搅乱要因

右: 実現した状況



SB11820 は、A 期北門の付近にあり、4間×2間で南北両廂が付く。01・02・A 期と重複するので、B 期ないし C 期とは並存し得る。しかし廂が北面宮垣と 5.5 尺しか離れておらず難がある。

SB11900 は、01 期北門の北側にあり、4間×1間の変則的建物で、A 期大嘗宮を初めて検出した調査では、この建物の棟通りが A 期大嘗宮北面宮垣と下層朝堂院北面区画塀 SA11250 からおのの 150 尺の等距離にあることから、A 期を下層、SB11900 を A 期の廻立殿とした(奈文研 1985)。

しかし SB11900 の柱抜き取り穴から軒丸瓦 6225A が出土しているから 01 期(元正)・02 期(聖武)に伴うものではない。ただし A 期が淳仁大嘗宮となったので、SB11900 が A 期に伴う可能性は消えていない。すでに上野氏は、SB11900 が上層閣門からでも 130 尺というラウンドな数値の距離となり、柱穴の規模が 01 期・02 期の正殿・膳屋と不釣合いで、同時に B・C 期の北門からの距離が 178 尺で端数があることを根拠に、A 期の廻立殿と主張している(上野 1993)。

SB11223 は、上層閣門の南側にあり、9間×2間で南北両廂が付く。

SB11221 は上層閣門南面階段に接し、9間×2間で、床張り構造である。遺構の重複関係から桓武即位式の後のもので大嘗宮関連遺構と考えられている(奈文研 1993)。

このほか奈文研内部の検討会の席上、町田章氏は大極殿閣門を廻立殿に当てる提案をしているが、浅川滋男氏は、大嘗宮建物が仮設建物に一時的に聖性を付与することが重要であり、常設のしっかりした閣門を廻立殿にあてることに疑問を呈し、小柱穴でも纏まっているものを候補にすべきことを提唱した(奈文研 1992)。おそらくこれを受け上野氏は、閣門の南側で中軸線の左右に有って建物に纏められていなかつた小柱穴群の中から 8間×1間ないし 8間×2間の建物 SBOK 1、SBOK 2 を推定し、01・01 期の廻立殿に当てた(上野 1993)。

中央区では称徳大嘗宮の北側に SB18660 があるが、5間×4間で、5間×2間の東西棟を 2 棟接合したような特異な平面で、いわゆる「ならび堂」でもなく、上部構造の推定に興味が持たれる。

結局、中央区で 1 棟、東区で 6 棟の候補があるが、規模・構造や大嘗宮からの距離はバラバラである。すでに上野氏は奈良時代には廻立殿の平面や規模は一定していなかつたと指摘したが(上野 1993)、候補の中のいずれが廻立殿になるにせよ上野氏の指摘の通りである。大嘗宮本体が細かい所はともかく『儀式』から復元された大嘗宮と大差無いのに比して際立つ特徴であつて、儀式中で廻立殿にかかる部分が、自由度が高く定型化が遅れたことの反映であろう。

② 称徳大嘗宮の問題(図9)

中央区朝堂院における称徳大嘗宮の位置を検討しよう。大嘗宮が営まれた時期には、すでに第一次大極殿院南門や南面築地回廊の石材は撤去され上面に内庭広場と一連の礫敷が施されていた。しかし旧南門や旧回廊の南縁部分は朝庭より一段高い段をなして残っていた。試みにそれらの段から称徳大嘗宮北面宮垣までの距離を測ると、南門階段縁からは 134 尺、回廊基壇縁からは 147 尺という端数のある数値となる。ところが、東区朝堂院における元正大嘗宮の位置を本来時期が違うはずの上層遺構から測ってみると、大極殿院閣門南面階段縁から 134 尺、回廊基壇縁からは 147 尺となり端数のある数値がぴったり一致する。これは偶然の結果とは考えがたい。元正大嘗宮は東区下層朝堂院の時期であることを勘案すると、次のような手順が推定できる。称徳大嘗宮の設営にあたつて、中央区朝堂院での最初の大嘗宮であるから、東区朝堂院最初の大嘗宮である元正大嘗宮に倣つた位置に置くことが決定され、元正大嘗宮の位置を何らかの記録に則つて東区朝堂院朝庭に縄張りし、大極殿閣門ないし回廊からの距離を測つて、中央区朝堂院で再現したのであろう。このような

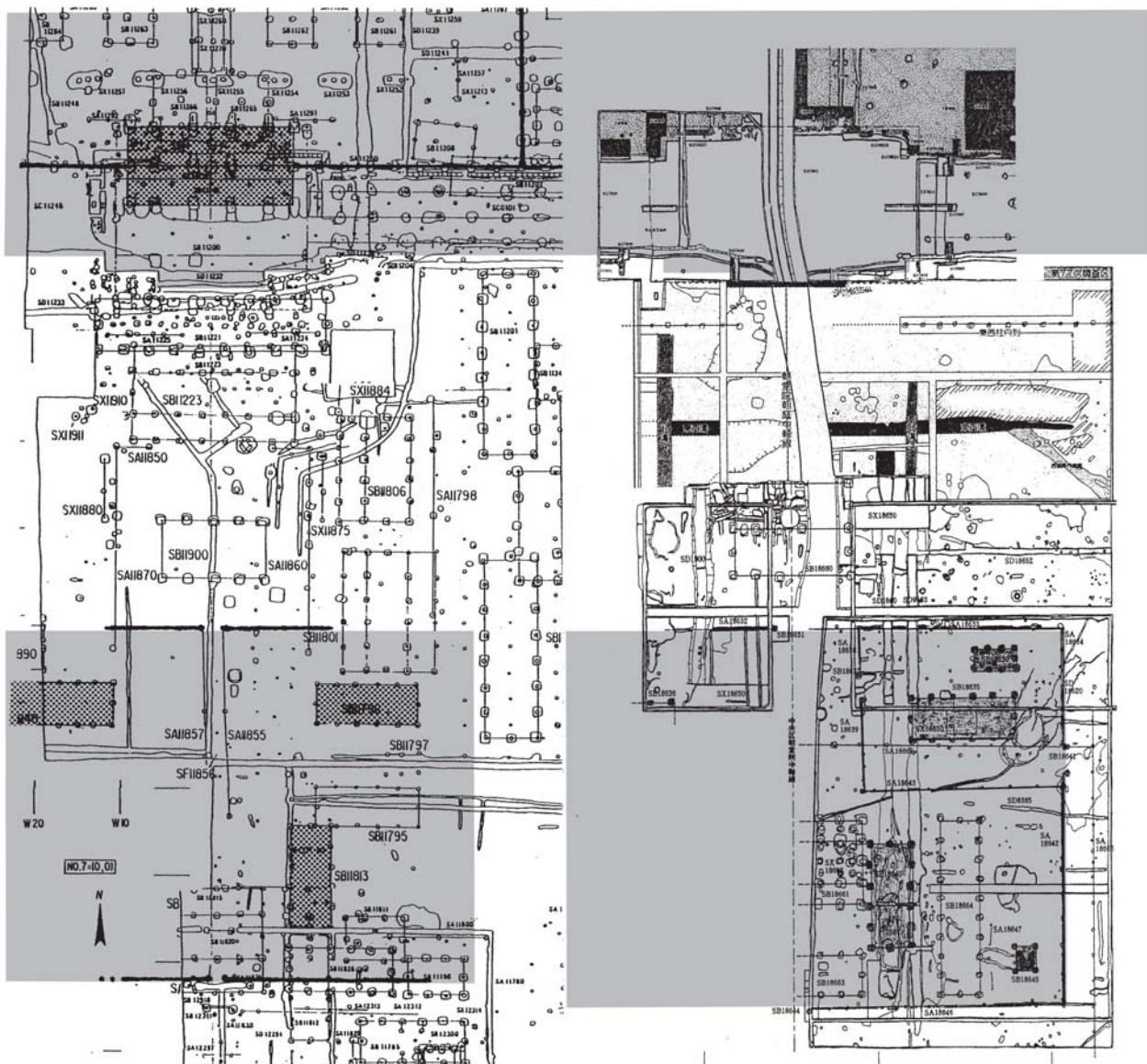


図9 元正大嘗宮(左)と称徳大嘗宮(右)の位置関係

手間をかけることは我々現代人には不自然のように見えるが、東区朝堂院における5回の大嘗宮正殿を、前回の位置を割り出した上で（施工上の誤差はあるにせよ）きっちり40尺ずつ移動することを厭わなかつた宮廷人の「合理的」思考からすれば、あり得ないことではないと考える。

孝謙は何らかの事情によって南薬園新宮で大嘗祭を嘗まざるを得なかつた。称徳としての重祚に際して大嘗宮を宮内に戻したが、あえて東区を避け中央区に移した。称徳が中央区にこだわった理由はⅢD③で述べる。

ここで問題となるのが、称徳大嘗宮と重複する SB18661・SB18663・SB18664・SA18665・SA18666 から構成される区画である（図9右）。称徳大嘗宮より新しいが時期は確定できず、渡辺晃宏氏は①称徳の西宮関連施設、②平城太上天皇の西宮関連施設、③道鏡の法王宮の可能性を挙げている（奈文研 2005）。時期決定は今後の調査に期待したいが、私は道鏡法王宮説に魅力を感じる。この区画の北面区画塀 SA18665 は、称徳大嘗宮北面宮垣の45尺南にあり、大嘗宮東門の北柱穴と重複し、東西棟建物 SB18661・18663、南北棟建物 SB18664 の3棟は大嘗宮正殿を避けつつ東西

から挟み込むように建てられている。正殿と脇殿とで称徳大嘗宮悠紀殿・主基殿を抱き抱えているかに見え、称徳大嘗宮を意識した建物配置と考えられる。道鏡の権威の挺入れを図りたい称徳の意思、あるいは称徳後の皇位を狙っていた道鏡の意志の表明とも考えたいが、現時点では憶測に過ぎない。

II.太政官と藤原氏



以上の大嘗宮遺構から看取された事実関係の成因をいかに説明すればよいのであろうか。大嘗宮の場所は称徳を除けば、基本的には十二堂をもつ東区朝堂院に設けられた。東区朝堂院は奈良時代後半には太政官院（乾政官院）と呼ばれた。東区朝堂院における大嘗宮は、上記ⅡDに述べたような規則性をもってずらしながら建設された、特に正殿についてはより強い規制力でもって意図的に重複を避けてずらされたとしか考えようがない。このような意図的行為を行った理由についての作業仮説を提示し、これらの諸事象を統一的に説明する論理を模索していきたい。そのためには、視野を広く取って文献史学・神話学の成果を涉獵し学ぶ所から始めなければならない。

そのような作業の中から、原則から外れる称徳大嘗宮の意義や、廻立殿の定型化の遅れの理由も明らかになっていくであろう。

A 太政官の性格—天皇と議政官合議制

東区朝堂院は奈良時代後半には太政官院（乾政官院）と呼ばれた。内裏聽政が一般化し太政官院が朝堂院と改称され（確実には延暦11年以降）、大極殿閣門が消失するなどの動きが生じた桓武朝後半以降は別にして、奈良時代前半においても、呼称はともかく、朝堂院に大きな性格の差は無かつたのではないか。大嘗祭が行われた場としての朝堂院＝太政官院（乾政官院）の性格を考えるには、太政官の性格まで遡らなければならない。

律令国家における最終的な権力の所在については、天皇が専制的権力を保持していたと見る専制君主制説と、実質的な権力は中央貴族全体によって保持されていたと見る貴族制説が、ある時期まで対立していた（佐藤 1975、長山 1992）。

その場合問題となるのは天皇と太政官・貴族層との権力関係であり、太政官の本質・性格である。太政官は、大宝令の規定では、国家行政の最高執行機関として位置付けられた。合議をおこなう議政官は、左大臣・右大臣・大納言と令外の中納言・参議から構成され、議政官組織が単行法令・行政命令の立案・審議の府として法定された。この太政官が天皇権力を抑制する貴族勢力による支配機構—貴族の城塞—なのか、天皇権力を強化・体制化するものなのか（長山 1992）。以下に先学の説を辿ってみよう。

① 関・早川説…貴族層>天皇説

天皇の絶対性・専制性・神聖性を前提とせずに、律令国家における天皇の権力と太政官の議政官組織の機能とを対置させて両者の関係を問うという問題意識が学界に登場したのは、第二次大戦後だった（早川 1986 b）。王権に対する畿内貴族の優越性を評価する立場で、天皇の絶対性を認めながらも、畿内豪族との間の緊張関係を重視する。そして、律令国家における本来的な政治形態は、太政官における一定範囲の有力貴族の大半による合議制であり、その政策が貴族階級全体の利害を強

く反映したとみなす。つまり、政治的に無視できない勢力をもち、天皇に対してもある程度の独自性をもつ、一定範囲の有力貴族の大半が、代表一人を議政官に送り込み政権に参加するのが8世紀初頭の太政官の構造原理であり、律令国家は君主制の形をとっているが、実際は貴族制的支配の性格が濃厚であると捉える。

④ 関 晃氏説（貴族共和制論）

戦後のマルクス主義古代史学が、伝統的国史学と同様に、古代天皇が専制君主であったことを無条件に前提とし、権力の実質的な基礎や具体的な発現の仕方を検討していないとして、貴族共和制論を提唱した（関 1959）。関氏は、律令国家における権力関係は、大化の革新で達成された畿内勢力（天皇を中心とする畿内豪族勢力）による全国制覇を制度的に完成させたもので、畿内貴族が全国の支配権を握ったとする「畿内政権論」を提唱した（関 1952・1954）。氏によれば、畿内政権の支配層の内部には、常に専制君主を指向する皇権と、5世紀以来の貴族共和制を維持するべく結束して全国を抑えることにより権力の基礎を確実化してさらに拡大しようとする貴族の立場という二つの極が対立する。律令体制はいずれか一方の原理に貫かれているのではなく、両者の合作によって国家権力の強力な発揚を目指しており、君主制的形態をとっているが、実際は貴族制的支配が行われた国家であり、律令政治の実態は貴族共和制であるという。また氏は、朝政に参議し奏宣の任に当たる大夫という政治的地位の存在を指摘し、のちに他の研究者が議政官合議制論を展開する端緒となつた（関 1959）。

⑤ 早川庄八氏説

関氏の構想を継承して、畿内政権の構造とそれを継承した律令国家の本質を明らかにしようとした。律令国家は、大王のもとに畿内豪族が連合して畿外を支配する畿内政権の構造を継承し、機内の有力豪族が、中国から継受した律令法を武器に、天皇のもとに結集して官僚制的に再編成し、畿外の首長層を郡司に任用して国家の末端に組み入れ、従来の地域的王権が全国へ支配を拡大したものである。

中央政府においては、畿内有力氏族の代表者から構成される合議体の太政官が、支配階級の利害を代表する最高機関であって、その合議体と天皇との関係に天皇制の本質が表現される。太政官の議政官組織は、畿内およびその周辺に本拠を有する伝統的な有力豪族の長によって編成される。この議政官合議制は大化前代の大夫合議制（畿内政権の政策を大王=天皇の意志のみによってではなく支配者層の合議の結果をも加味して決定する）を受け継いでおり、その合議によって奏任官のみならず勅任官任用候補者を銓衡する権限をもつから、律令国家の権力機構の中枢に位置する諸官職の詮議権を獲得している。すなわち、律令法上は天皇が法を超越した存在ではあったが、王権よりむしろ畿内貴族の権力の方が優越し、議政官組織に結集した畿内貴族が天皇の意志を審議し、その恣意を掣肘する権限を有していた。（早川 1984）そして、そのような議政官組織と天皇との潜在的対立緊張関係（議政官の権限が唐よりも大きく天皇大権に介入した）が律令国家の本質的構造として想定できる。

議政官合議制の存在は、①大化前代における大夫合議制からの類推、②大宝令成立以後の議政官の構成メンバーは氏族代表的性格が強いという安部武彦氏の指摘があること、③平安時代の公卿会議である陣定が合議制をとっていることからの類推、である。（早川 1986 b）

⑥ 早川批判説その1…貴族層↔天皇説

太政官一八省の統轄関係とは別に、直接各役所と天皇との結合関係が有り、それを古い特殊な局

面の残存を見る。

④吉田孝氏説

太政官が天皇の恣意を制約した面を認めつつも、天皇と畿内豪族層（その権力機関としての太政官）との関係は並列的な権力の強弱関係の問題に還元はできず、畿内豪族層に共立された司祭者的首長として超越的地位にあり、直接執政者としての性格が薄く、権力行使の主体たる太政官（畿内豪族の権力機関）と役割分担をしており、権力をめぐる対立関係には無いと考えた。（吉田 1983）。

⑤大津透氏説

律令制自体が古い大和王権あるいは畿内豪族を中心とする氏族制の要素を残すと見た。合議体としての太政官は、旧来のあり方（族制的原理）が残ったもので、律令太政官の原型ができたのは持統朝であり、天武朝の納言に議政官の性格はなかったが、持統朝に大夫合議制的なあり方にもどって成立したとみる（大津 2000）。そして大化前代において、大王即位に際し神璽奉上した主体は群臣＝畿内豪族であるから、即位式は畿内豪族による大王を中心とする神話的氏姓的秩序の確認の場であり、大夫層によって皇位は認められたという面があるという。律令制期において天皇と五位以上官人とは特別の関係にあった。具体的には天皇が五位以上官人に神話的・呪術的意味を担った靈の分与として位階・礼服・礼冠を与えて人格的結合を強め、節会などで共同体的意識を共有していた。したがって、天皇制の存立基盤は五位以上官人集団（畿内豪族・大夫層）であるから、彼らの代表者である議政官組織＝太政官と天皇との関係も基本的には相互依存であり、強い緊張関係を想定するのは正しくない（大津 1994）。

③ 早川批判説その2…貴族層<天皇説

①石母田正氏説

関晃説のうち天皇権力が絶対的ではなかったとする部分を継承して「貴族的王制」論を提唱した（石母田 1962）。大化前代に王権を中心に結集した畿内・近国の首長層すなわち「臣連」または群卿・大夫層は、律令制国家においては整然たる国家機構と官僚制を持つにいたる。太政官はそのなかで議政官の地位を占有した世襲的閥族としての官人貴族層の「城塞」としての役割を果たし、君主の統治権を制約した。唐と異なり政策の審議・決定の権能とその執行の権能とが、太政官というひとつの機関に集中され統合されているので、君主権に対する官人貴族層の相対的地位がより強い。君主の統治権が、支配階級の共同機関としての国家機構、貴族階級の城塞としての太政官・八省によってそれだけ制約されており、国家が天皇制の一部分を機構内に編成したといえる。

しかしその一方で、関晃説の貴族共和制論は明確に否定し、太政官と言えども天皇の専制を排するものではないとして、国制全体の中の太政官の位置付けを相対化した。天皇固有の大権事項として官制大権があり、太政官は自己の機関の構成を決定する権限を持たず（太政官自身の構成を自決できない）、その合議体は「自立的」なものではなく、天皇の大権に依存する「他律的」な合議体であったとみている。律令官僚制に結集する豪族勢力こそが他律的であった（石母田 1971）。

②長山泰孝氏説

律令国家の本来的政治形態である有力貴族による合議体制が、8世紀初頭以降崩れて天皇専制あるいは特定貴族による専制への傾斜が現わてくる。王権と貴族権力との一定の対抗関係が存するにせよ、その主体はあくまで王権の側にある。8世紀において継続的に議政官となった氏族は少数であり、議政官人事の実際は貴族の自立的決定ではなく、王権の意志に左右された。つまり、大化

前代以来の伝統貴族の枠内ではあるが、王権との個人的なつながりを重視して天皇政治を安定的に支持すべき基盤として選択された氏族が議政官になったので、貴族による自立的な決定ではなく、政治的・社会的地位や実力で一義的に決定されたものでもない。つまり、国家機構の創出に関しては、階級としての共同利害を実現しようとする官人貴族層の志向が公的、王権が私的なのではなく、むしろ王権こそが公的な性格を担う存在であり、官人貴族層は個別的利害にとらわれるので、自身の力によって国家機構を創出することは困難であるから、それを自らの権力の拡大を志向する王権に委ねることによって、彼ら自身の共同利害を守る国家機構をもつことが可能になったと捉えた(長山 1992)。

④ 佐藤宗諱氏説

天皇が独自の政治権力一大権を持ち、天皇の私的機関が公的な官僚機構の中に編成されたことは、律令国家における天皇権力の強さ、貴族勢力の弱体を示す。太政官での諸氏族の政務が合議制であっても、天皇権力を侵害しない範囲であって、詔勅の作成過程、内印の存在などに天皇の権限の保持が示されている(佐藤 1975)。

⑤ 早川批判説その3…貴族層<<天皇説+貴族の城塞としての議政官組織否定説

⑥ 吉川真司氏説

律令太政官制と合議制を検討し、律令国家の太政官の合議機能は、大夫合議制の伝統の上に、最終決定権を有さなかった唐の合議制(「議」の制)と宰相制を継承して形成されたもので、早川氏が重視した勅任官の詮議も、議政官が天皇の輔弼官として行ったに過ぎず、詮議権を議政官が掌握したと解する必要はない。すなわち、合議制は君主制の一部として評価可能で、合議体が存在するからといって、君主制が制約を受けていたとは言えず、君主制とは対立しない。律令国家に「貴族制」的要素を検出するのは困難で、君主制が実質的・規範的に貫徹しており、太政官・合議制はあくまでその枠内で機能した(吉川 1998)。

⑦ 倉本一宏氏説

大化前代には特定範囲の氏族の代表が参加する国制を審議する合議体が国政を領導したが、8世紀の議政官構成を検討すると、「大化前代以来の有力氏族の代表1名ずつで構成され、貴族勢力の総意を結集するための城塞として機能した議政官組織」という図式は成立しない。6世紀以来の有力氏族は、7世紀末までは国政の重要な部分を占めていたが、律令制成立を期に議定の場から後退、五位程度の官人を出す特權階層に留まることが制度的に保証されたのと引き換えに、藤原氏が議政官の大部分を占め天皇家と結び付いた権臣となる事によって行われる太政官政治領導を支配者層の総意として容認し、その下に支配者層として結集することに妥協した。律令制成立の時点で、藤原氏が王権の一部と身内の結合を結び、連続する世代において議政官や権臣を出し続けることが約束されており、他の氏族は蔭位制が逆に官人としての地位を低下させ、議定の場からじょじょに排除されていくことが決定されていたと考えた。つまり日本の律令国家における太政官会議の本質は、大化前代の実質的に機能した氏族合議体の国政主導が7世紀後半に骨抜きにされたものであり、有力氏族の代表による合議体ではなく、天皇および天皇とミウチ的結合を構築した藤原氏とが共同で太政官政治を主導したもので、律令制下においては大化前代以来の旧豪族代表による氏族合議体や天皇権力に対抗する「貴族勢力」は存在しなかった、とみている(倉本 1991・1997)。

以上、マルクス主義的な天皇一専制君主論を批判する闘・早川説登場以後、近年に至るまでの学

説を概観してきたが、太政官における議政官合議制が、大化前代の大夫合議制を継承したものではあっても、8世紀初頭以後は、構成員たる議政官氏族も大化前代以来の伝統貴族全体ではなく、あらたに王権によって選択された貴族であり、議政官の地位を継続的に占有した氏族は限られるので、彼らが全貴族層の意志を代弁したか疑わしく、貴族層が利害関係を共有しえなくなっていた。しかも太政官が自らの構成を自決できず、政策の最終決定機関というより天皇の諮問機関の性格が強くなっている、天皇の統治権を制約する面は小さく、君主制の一部としての合議制であり、合議体としてはすでに形骸化し骨抜きされていたと見る説が有力となっているようである。しかばね抜きにした主体は誰であろうか。

B 貴族層における藤原氏の権勢

Aでは、律令体制の中での天皇と貴族層との関係を直接に対比的に捉える面から単純化して諸説を整理したが、その際に注意を要するのは貴族層の内実であり、7世紀後葉から8世紀における藤原氏の勢力の評価である。藤原氏の利害は他の貴族層と同じ側にあったのか、王権側にあったのか。他の氏族を出し抜いて天皇家の外戚となり他氏を排斥していく歴史の結末は明らかとして、それが律令体制の形成期から制度的に保障されたことだったのか否かが問題である。藤原氏の権力の評価が、貴族層総体の捉え方を大きく左右する。既存の説には4者がある。

①藤原氏策謀史觀—二神約諾史觀

上山春平氏は藤原不比等の主導性と政治的力量を強調し、彼の政治的野望を想定する。大宝律令の制定や平城京への遷都、平城宮のプランや内部構造の決定など、国家制度整備の背後に不比等の指導を大きく評価したうえで、天皇家の外戚となり天皇をコントロールし、弱小だった藤原氏の先祖が大きな役割を果たす記紀神話を編纂した点に藤原不比等の恣意を考える（上山 1972・1977）。

倉本一宏氏は、持統天皇と不比等およびそれぞれの子孫が皇統と輔政を継承することが決定した時点で発生したミウチ性が藤原氏の本質であるとする。すなわち持統が自己的皇統（天武嫡系でなく天智一持統系）の存続のために、皇親を遠ざけ、皇位継承権の無い安全なミウチたる藤原氏を自己の皇統の後見者とした時点で、持統系天皇家とその母方集団たる藤原氏がミウチとして結合して国政中枢部を形成し、その周囲に畿内を基盤とする貴族層や皇親が、内部的には分裂しながらも、被支配者層や畿外勢力に対しては支配階級として結集しながら取り巻くという二重構造が確定したとみる（倉本 1997）。

②王権意思説

①を批判する。河内祥輔氏は、藤原氏の母氏である中臣氏は中流貴族で、しかもそこから分氏したばかりの弱体藤原氏の藤原不比等を登用した主体として、王権の意思で説明する（河内 1986）。長山泰孝氏は、河内説を支持し、そもそも中流貴族の中臣氏から分氏したばかりの弱体藤原氏の不比等を登用し、8世紀を通じて諸氏族中第一等の地位を築かせたのは王権の意志であり、藤原氏の権勢は王権を離れては存在し得なかつたと考えた（長山 1992）。

③支配者層共通利害説

①②をともに批判する。水林彪氏は、当時の国制は不比等の意思や天皇の恣意がそのまま通用するようなデスボティズムではなく、当時の支配層の共同利害にもとづく共通理念が、歴代天皇や不比等の意思をあらしめ、人々にそれを納得もさせたとみる。その共通理念とは、7世紀末に出現し

た律令国家という新しい政治体制の意味を語ろうとする政治思想であり、それが支配層の共同意識として形成されたのは、中国を中心とする古代帝国主義世界への対応という国際的契機を主要因として畿内王権が畿外在地首長層を以前よりも強い統制下に置いて緊密に統合された統一国家を形成し、それを王権と畿外在地首長層との共同体として編成する必要性からであったという（水林 2001）。

④二神約諾史観批判

①を批判する。吉川真司氏は、二神約諾史観（現実世界における藤原氏の国政補佐の根拠は、天照大神が天孫降臨に際して中臣・藤原の祖である天児屋根命に近侍・護衛を命じたからであるとする考え方。）およびそれに類した、藤原氏の始源において天皇家との約諾がなされ両者の特殊な関係が発達して後の摂關政治を生み出したという考え方を批判し、藤原氏がキサキを出すミウチ的親族集団というだけで発展したのではなく、鎌足以来の累代の天皇家への奉仕と功績、とくに鎌足・不比等の「文明化の前衛」＝儒教と仏教を思想的基盤とする律令制の整備＝新しい国家体制の構築、に対する功績が有利な初期条件となって婚姻による天皇家との密着をもたらし、それが時々の政治状況の中で再生産されたと考えた（吉川 1995）。

②説が抽象的に述べている王権を持続系皇統（天武嫡系でなく天智一持続系）を核とするものとすれば①と大差なくなってしまう。たしかに8世紀における藤原氏の権力の評価については、結果を先取りした予定調和説に陥る危険があるので、吉川氏の批判に従うべきであろうが、天皇家との婚姻関係やさまざまな奉仕と功績、蔭位制などの制度的な裏付けがあっても、有利な初期条件で藤原氏の権力の永続が100%保障されていたわけではないから 天然痘の流行による房前・麻呂・武智麻呂・宇合の急逝と藤原氏勢力の一時的後退や、道鏡と孝謙太上天皇との個人的結合の出現によって仲麻呂の専制体制があっけなく敗退した例を引くまでもなく、歴史の展開の中で勢力が潰える可能性もあった。また天武系王統も現実に称徳で途絶えたわけで、藤原氏にせよ天皇家にせよ、権力核の永続を図る為には、それを取り巻く貴族層の取り込みと共同幻想の醸成が不可欠であつただろう。この視覚の中で大嘗祭などの宮廷祭儀を考えることができる。

III. 大嘗宮の移動をめぐって



A 朝堂院という場の性格

II A・Bで概観した太政官の性格、藤原氏の権勢に関する諸説を通覧すると、奈良時代において、必ずしも大化前代以来の有力氏族が常時議政官を占めたわけではなく（長山 1992）、律令体制の確立期であった7世紀末～8世紀初頭において藤原不比等が、国家制度整備に多大な能力を發揮し、さらに天皇の外戚となつたことに起因する藤原氏の優位性の形成とその維持、他氏の衰退が奈良時代を通じて進行したことは確かである。しかし律令制形成期においては、天皇制は畿内の有力氏族に支えられており、彼らの勢力均衡の上に立った共同体制こそが律令体制上の健全な政治形態であり、それは朝堂院における有力貴族の合議制によって運営されるという建前が了解されていたのではないか。それは藤原氏の優位性の顕在化と反比例して形骸化していくが、議政官を出す母体たる有力氏族の共同体制の政治的意義は、淳仁・称徳朝において一氏族あるいは一個人（藤原仲麻呂・道鏡）への権力集中の危険性が顕在化するたびに再認識された（長山 1992）ように意識され続け、権力核の藩屏としてその周囲に諸氏族を結集させるための共同幻想として維持されたのではないか。

そして大規模な儀式を挙行する朝堂院（十二堂院）は、共同幻想を再生産する場であり、そこが太政官院と呼ばれたのも、律令制成立当初の有力貴族による共同体制の共同性の象徴として存続したからではないか。

広大な朝堂院を有した宮は、律令体制形成前の難波長柄豊崎宮で出現した。この広大な宮は、縦割りの部民制的徵發を改めた評制に基づく物資・労働力の徵發が現実的基盤となって完成できた（吉川 1997）。そもそも朝堂院は、議政官を中心とする五位以上の官人の侍候空間であり、彼らが朝堂に侍候して天皇の下命を待ち、また上申される国政案件を審議した。また諸官人が官司ごとに着座し国制を処理した。大化前代とくに推古朝の大王宮では大臣・大夫が閤門外の朝堂に侍候して国政を執った。大臣・大夫の直接の後身は議政官であるが、大臣・大夫の政治的役割は、議政官に限らず五位以上官人に広く継承されたので、朝堂院の起源は大化前代の朝堂に求めることができる（吉川 1996 a）。

難波長柄豊崎宮では、14棟以上の朝堂を配した大規模な空間として朝堂院が成立した。このような広大な朝堂院の空間は、大化前代の大夫合議制を継承する場として必要だった。当然太政官制の成立前であるが、大化5年に「八省百官」が発足したとされ、彼らが口頭決裁を中心とする政務を行う場として広大な空間が必要になった（吉川 1997）。

このような大空間は、天武の淨御原宮では見られぬものの（その理由が淨御原宮の狭隘さという物理的原因によるのか、大夫合議制的性格の後退という天武朝固有の要因によるのかは検討の余地がある）、藤原宮・平城宮前期・平城宮後期・長岡宮・平安宮と面積を減少させつつも継承された。太政官の成立以前と以後とで十二堂院の基本的構造が変わらなかったということは、政務の場として変わらなかったということであり、有力氏族=五位以上官人が政務・儀式に集合する場の必要性が健在であったことによるのであろう。

そして、朝堂院の奈良時代前半の呼称は不明であるが、奈良時代後半においてことさらに「太政官院」と呼ばれたのは、合議に参加する議政官を出す母体たる有力氏族が集合する場としての十二堂院の政治的意義が、実質が形骸化しつつあった時期にかえって再認識されたからではないか。光仁・桓武両天皇による藤原氏の勢力抑制と他有力貴族の登用は、ある程度藤原氏の勢力を抑制して諸氏族共同体制の回復することを目指していたという（長山 1992）。しかし、太政官院の侍候機能が内裏に吸収され、朝堂での口頭政務が曹司に移行すると（吉川 1996 a）、太政官構成員の侍候施設でなくなりもっぱら儀式の場と化したことによって太政官院の呼称を失い「朝堂院」と呼ばれるようになった。

B 大嘗祭の性格

五位以上官人の出身母体としての有力氏は、政権の中における自らの地位の正当性の根拠を、始祖いらい代々王權に奉仕し政治的地位と職掌を継承してきたことに求め、『古事記』や『日本書紀』の形で正統化された王權神話の中での始祖の活躍に求めた。そこに登場する氏は『古事記』や『日本書紀』を編纂した当時において現実に政権中枢を占めていた有力な氏であって、それぞれ独自に別々に持っていた神話を王權神話と結合させ、自分の氏の始祖を王統譜と結合できた氏であった。

朝堂院の朝庭でおこなわれた代表的な儀式が大嘗祭であった。なぜ大嘗祭が基本的には平城宮の東区朝堂院で行われたのか考えてみよう。そのためには大嘗祭の本質が重要となるが、それについて

ては、皇位就任儀式—聖性付与説、服属儀礼説、皇位就任儀式—呪能獲得説に大別できる。

神話と祭式との関係については、決して単純に神話が祭式から発生したとはいえないが、西郷信綱氏は、古事記の神代の物語については、王権の縁起をかたる聖なる神話として祭式に基礎付けられており、祭式との間に弁証法的関係を持ち、両者が日本古代王権の政治的・魔術的過程の二つの側面であると見ている。そして、神代の物語は何らかの祭式行為と関連を有するが、祭式の単純な反映や説明ではなく、また祭式を原因とするのでなくモチーフとしている関係にあるとする（西郷 1967）。

①皇位就任儀式—聖性付与説

折口信夫氏が、大嘗祭に対応する祭儀神話を天孫降臨神話とみなし、大嘗宮に設けられた神座の寝具を、天孫降臨の際にニニギがくるまつて降った真床覆衾に当て、この寝具（物忌みのための寝具）に新たに就任した天皇が籠り、それによって「天皇靈」を体内に取り入れたと説いたのが震源地である（折口 1930）。この説は大嘗祭研究に深甚の影響を与えた。たとえば、西郷信綱氏は、天孫降臨時にホノニニギが生まれたての嬰児として真床覆衾にくるまつて天降ったのは（紀本文、一書（第四））、大嘗殿において神座（カミクラ）で衾（子宮の羊膜を象徴）にくるまり臥す所作を演じ、天照大神の子としてこの世に再誕しようとする模擬行為を行ったことの神話的表現であり、歴代の天皇がみなホノニニギであるのは、モータルな存在としての王が世々交代することによって王権を永遠化しようとする王権の論理であることなどを指摘し、天孫降臨と天の岩屋戸は同根の話であるとした。つまり、大神の岩屋戸ごもりのあと、八百万の神々が天の安河原に集い大々的に祭りをしたという次第がモチーフとするのが、天子の魂に活を入れる鎮魂祭のみを下地にするのではなく大嘗祭であること、岩屋戸ごもりという行為の意味は、天子が大嘗殿にこもって死と復活の擬態を演じ、新しい君主が春とともに誕生する秘儀としての大嘗祭ぬきには理解不能であり、同じ大嘗祭が、冬至の太陽の復活を主にする話と、王の誕生＝即位を主にする話とに分かれて説話化されたと捉えた（西郷 1967）。つまり、祭式的行為が神話に変ずることを重視しているわけであり、神話の創生にさきだつ祭式の存在を前提としている。また三品彰英氏は、折口氏の真床覆衾と天皇靈に関する論には賛成していないが、天孫降臨神話が大嘗祭の原義を語るものと認めたうえで、大嘗祭と天孫降臨神話との発展段階の有機的関係を論じ、大嘗祭の原態は新天皇が新穀をみずから食し稻魂と融即する儀礼とみた（三品 1973）。

②服属儀礼説

これらの説について岡田精司氏が強く批判し（岡田 1983）、大嘗祭の中心である大嘗宮での神事の核心は神饌親供と聖婚であり、豊明の宴も不可欠であるが、天孫降臨神話にはそれらの場面はなく、大嘗祭は記紀神話に影を落としておらず、他方で大嘗祭には王者としての聖性付与、王位を象徴する宝器の付与といった、王位継承に不可欠な儀礼行為が含まれていない点で王位就任儀礼にふさわしくないと断じた。とくに折口説で大嘗祭における聖性付与装置と見た神座寝具＝真床覆衾（天皇靈付着）説は実証的裏付けを欠くとして批判し、寝具は聖婚儀礼のためのものであるとし、むしろ天孫降臨神話に見られる高千穂峰、宝器授与、五伴緒の随伴、武将神の先導などの要素は、律令以前の大王就任儀礼とそれを継承した律令制の即位儀における高御座登壇と宝器奉獻を中心とする次第と対応しており、天孫降臨神話は即位儀の祭儀神話として成立したと主張した。そして、大嘗祭は5～7世紀の王権儀礼としての収穫祭＝新嘗を基盤として淨御原令においてあらたに成立したと

し、即位儀以外にもう一つの就任儀礼を設定した理由は、律令制以前に行われていた地方国造層の食物献上を媒介とした服属儀礼に代わるものとして、天武朝に「律令的国郡制」に対応する服属儀礼が必要となり、また即位儀の唐風化によって伝統的様式の就任儀礼が新たに必要とされたと考えた（岡田 1983）。この岡田氏の説は即位儀礼としては践祚儀の方が大嘗祭より古く、大嘗祭をむしろ新しくみるものであった（吉村 1989）。

大津透氏は岡田説を受け、大嘗祭を、悠紀・主基国に卜定された畿外の国から献上された新穀を天皇に食べてもらうことによって、天皇が畿外を「食国」として服属させるという関係を象徴する儀式とみる。そして、大化前代には四方国の多くの国造が儀式に参加したと推測し、畿外の国造全体が天皇に服属することを象徴的に意味し、天皇の即位を保障した儀式と捉えている。儀式の場の形態や式次第が奈良時代以降のようなものに定まったのがいつか言及してはいないが、儀式自体は大化前代に遡る古いものと見ている。そして、律令国家の地方支配の前提には、地方豪族の服属奉仕があるとし、彼らの服属の神話での理由付けを、オオクニヌシの国譲り神話と見た。そして、奈良時代を通じて出雲国造だけが新任時や遷都時に神賀詞の奏上を行なうのは、前代の遺制というよりも、出雲の神が国ツ神を代表して天ツ神に服属したオホクニヌシの国譲り神話をふまえ、それを演じて実体化したという意味があるとみた（大津 1999）。神話を前提にした儀式化とみる点では折口・三品説と近いが、該当する神話を国譲り神話とする点が異なるのである。

③皇位就任儀式一呪能獲得説

岡田精司氏の説では大嘗祭を確実に反映した神話は存在しないと見るのに対し、水林彪氏は、松前健氏らが提唱した海神宮（わたのかみのみや）神話に大嘗祭の儀式との類似を指摘する説（松前 1970）を受けて、海神宮神話こそが大嘗祭の祭儀神話と断じ、天神御子が海原を服属させ自然制御に必要な海の呪力を獲得する物語が王権の形成に決定的に重要であったため、それを祭儀神話とする大嘗祭が皇位就任儀式になったとした。さらにそれだけでなく、大嘗祭に含まれる悠紀・主基両国からの稻の献上の儀式と、辰日・巳日・午日の儀式（食物の献上と臣下への下賜）、は、天神御子が葦原中国を服属させる大国主神の国譲り神話と神倭伊波礼毗古東征神話を祭儀神話とし、さらに天神御子・天皇が在地首長の娘と聖婚して地上の王となるのに必要な葦原中国の呪力を獲得する闕史八代の物語を祭儀神話とすると説いた。そして、皇位就任儀式の中に践祚と大嘗祭がある理由は、天神御子が獲得すべき呪能には大地・水・稻といった自然制御のための呪能とともに、武力・祭祀といった政治的支配のための呪能があり、それぞれにそれを獲得する物語と儀式が必要であったことによるという（水林 2001）。

水林氏は、神倭伊波礼毗古の東征物語を大嘗祭の辰日・巳日・午日の儀式の祭儀神話とみなすにつけて、東征物語が表象するその儀式の目的を①畿外の諸勢力が畿内王権としての天皇王権の元に服属することを示すこと、②天皇と天皇王権を支える臣下たちとが「共同体」を形成することと考え、その推論を導いた根拠として、①悠紀・主基国が一貫して畿外から選ばれたこと、②悠紀・主基国からの献上物が五位以上の臣下=中央官人に対して下賜されたことを挙げ、それが『古事記』編纂の頃の実際の国制を反映していると見た。その国制とは、関晃氏（関 1952・54・76）・早川庄八氏（早川 1978・84・86a・86b）・大津透氏（大津 1985）らが考える律令国家論を水林氏が受容し「複合国家的律令国家論」と呼んだもので、①「畿内国家」を盟主とする「地域的小国家群」から構成される「複合国家秩序」であり、「天皇王権」は「畿内国家の王権」という側面と「全律令国家」

の王権という側面との二重の性格を有し、②盟主としての「畿内国家」の内部構造はデスポティズムではなく畿内豪族層が天皇王権を強く拘束する貴族制的国制であるとされた（水林 2001）。

大嘗祭を王位就任儀礼と見る説はかつて有力であったが、上述の学説整理でも示したように今日では疑問が呈されており、岡田精司・大津透氏の説のように服属儀礼とみるのがより妥当であり、「食国」の服属の側面と共に、即位するたびに天皇が統治すべき国土とそこでの支配権を確認することの祭式的表現としての側面が重要であると思う。さきに大津氏が出雲国造の神賀詞の奏上を国譲り神話の実体化として評価したことを述べたが、これをも参考にすれば大嘗祭は、律令国家による全国支配を正当化する政治性が強烈な祭式であり、大化前代に遠く遡る古拙な祭式と見るよりか、7世紀後半における国家機構の急速な整備と並行して、天孫降臨神話・国譲り神話などの体系化を前提に、あらたに創出された儀礼と見るのが順当である。その意味で神話と儀礼のパラレルな形成が明らかな貴重な例であり、儀礼執行の場とその形成・整備過程が大嘗宮遺構の変遷として考古学的にも物証をもって把握できるという、まさしく稀有な例であり、その意味でも藤原宮跡における文武・元明大嘗宮の発掘調査が渴望されるのである。小稿で明らかにした悠紀殿・主基殿非重複40尺移動などの原則はすでに確立していたのであろうか。

C 大嘗祭の十二堂院での挙行理由

藤原宮まで、朝堂院は12棟ないしそれ以上の堂を配する院だけであったが、平城宮に至って、4堂を配する中央区朝堂院と12堂を配する東区朝堂院が並列する構造に変わった。両者の並列の事情については、今泉隆雄氏の研究があり、四堂院はおもに儀式・饗宴の場であり、着座は位階の論理により、五位以上が第一堂、六位以下が第二堂に座す。十二堂院は聽政といった政務の場であり、着座は官職の論理により、12棟の堂それぞれに官司ごとの座がある（今泉 1984・1989）。

このように朝堂院には機能に応じた二つがあるが、大嘗祭が奈良時代前半・後半を通して、四堂院の方ではなく、ことさらに十二堂院で挙行された必然性を十二堂院の性格から解明する必要がある。十二堂院は難波長柄豊崎宮で出現した14棟以上の朝堂を配する朝堂院を起源とする日本独自のもので、王権に奉仕する諸々の氏が職務ごとに集まり政務を行う場であった。その十二堂院が奈良時代後半には太政官院と呼ばれたが、その理由はⅢAですでに述べたように、議政官を出す母体たる有力氏族の共同体制の政治的意義が、形骸化が進行する中でも天皇や貴族層に意識され続け、十二堂院で挙行される盛大な国家祭儀は、権力核の藩屏としてその周囲に諸氏族を結集させるための共同幻想を再生産する場であり、そこが太政官院と呼ばれたのは、律令制成立当初の有力貴族による共同体制の共同性の象徴として意識され直したからであろう。

大嘗祭が執行される中で、諸氏族が控える場の中心で、天皇が聖性を付与されたり、呪能を獲得したりする……天孫が神々を伴って海原や葦原中国を服属させ、地上世界を支配する正統性を獲得した神代の出来事が再来する。そういう場面に登場する神々は、現実に五位以上官人を輩出した氏族の祖先神と意識されていたのだろう。

朝堂院すなわち太政官院は、広大な朝庭の周囲に、政権を構成する諸氏族が職掌ごとに座す建物を配する構造をもち、諸氏族が各職掌=奉事根源に奉仕する古い姿を觀念的に留める場であった。つまり十二堂院は律令国家の国家秩序を象徴する場だった。大化前代の大友合議制の記憶を留め、

骨抜きにされたとは言いながら厳然と続いている議政官合議制が展開する場であった。議政官たちの出身母体（氏族）は、神話世界で天孫の眷属として重要な役割を果たした神々の末裔であり、国家祭儀で彼らが十二堂院に集うとき幻想の共同体パンテオンが地上に再現されたのであった。したがって、神話を再現する祭儀は、そのような場所で挙行される必要があった。

それに対して四堂院は、難波長柄豊崎宮・藤原宮ではなく、平城宮から出現する起源の新しい施設であり、しかも官人が位階の論理によって着座する場であるから、上記のような内容の神話の表現の場としてはふさわしくない。四堂院は大嘗祭の午日の宴の場所であったと推定され、十二堂院と並行して宴を設営する必要があったと言いういたって現実的事情もあろうが、上記のような原理が貫徹する場であり、そもそも大嘗祭にはふさわしくない。ではなぜ称徳は四堂院（中央区）に大嘗宮を設けたのか。小稿の最後で答えよう。

D 大嘗宮の属性の形成

① ずれて行く大嘗宮

大嘗祭の儀式としての重要性にもかかわらず挙行主体が神祇官ではなく格が低い国司・郡司であり、仮設の質素な建物でなされた理由について、水林氏は大嘗祭が「諸地域小国家の王権」が「天皇王権」に服属することを示す儀式であり、帰順者として支配される側から行う儀式であったからと考えた（水林 2001）。これは天武が新しい服属儀礼として、毎年の新嘗に際して悠紀・主基の斎田を設定し、「国郡司」以下を奉仕させようとしたのに起源する（岡田 1983）。私は、仮設の質素な建物でなされた理由については、そのたびごとに、この世の始原、最初のこととして演出される必要があった—アルカイスムが標榜されたからであると考えたい。この観点を導入すれば、IDで述べた、大嘗祭が新たに挙行されるたびに大嘗宮が意図的にずらされ、特に悠紀殿・主基殿を前回と重複しないように40尺移動させる原則を（桓武を除いて）遵守しようとした理由が判明する。すなわち、歴代の天皇が皆、天神御子として、聖性を付与され、呪能を獲得し、神々を伴って海原や葦原中国を服属させ、地上世界を支配する正統性を獲得する………時間を原初に戻し太古の混沌の中からあらたに代を創め、モータルな存在としての王が世々交代することによって王権を永遠化するためには、既設の施設を用いずに大嘗祭のたびに黒木造りに草葺の「原始的」殿舎を設け、そのたびごとに最初のこととして演出するために、正殿は過去の記録に基づいて前回の正殿位置を現場で確認し、重複しないように細心の注意を払って「新たな」場所に設けることが不可欠であったのであろう。もちろん偽のアルカイスムである。そういう強引な理屈付けであることは重々承知しているが、一つの考え方として提案したい。

議政官合議制が骨抜きにされ形骸化しても、藤原氏の寡頭制がどんどん進行していくても、建前としての大夫合議制は残り、神話や儀礼、歴史を資源として動員しつつ偽のアルカイスムとして、大嘗祭はプリミティヴな装いで始原への回帰であるかのように挙行された。

では何ゆえに桓武は、従前の原則を破ってまで、大嘗宮正殿を光仁大嘗宮正殿と大きく重複させたのか。しかも桓武大嘗宮は細部に至るまで光仁大嘗宮を模倣した節がある。これは、天武系に替わる新王朝樹立の意識を強く持っていた（滝川 1967、林 1972、早川 1984・1987、清水 1995）とされる桓武が、復活した天智系王統の始祖としての光仁との血統的つながりの具体的表現をきわめて重視したからであろう。

②廻立殿の成立

廻立殿は、悠紀殿・主基殿に入る前に湯浴みをし、浴槽の中で天の羽衣を着して天上の身分に変身する場であった（西郷 1967）。IE①で述べたように平城宮では、中央区で1棟、東区で6棟の候補がある。そのほかに、町田章氏が大極殿院閣門のごとき常設の建物でも、儀式の際だけ聖化して廻立殿として用いた可能性を述べたのに対し、浅川滋男氏は、大嘗宮建物が仮設建物に一時的に聖性を付与することが重要であり、常設のしっかりした閣門を廻立殿にあてることに疑問を呈した（奈文研 1992）。大嘗祭では、時間を原初に戻し太古の混沌の中からあらたに代を創るために、既設の施設を用いずに大嘗祭のたびに黒木造りに草葺の「原始的」殿舎を設けることにこそ意味があつたという説（西郷、1967）に従えば、大極殿院閣門＝廻立殿説は成立困難だろう。平城宮の廻立殿候補中のいづれが廻立殿になるにせよ、奈良時代には廻立殿の構造や規模、大嘗宮との位置関係は一定していない。大嘗宮本体が細かい所はともかく『儀式』から復元された大嘗宮と大差無いのに比して際立つ特徴であって、儀式中で廻立殿にかかわる部分が、自由度が高く定型化が遅れたことの反映とみられ、廻立殿を使用する部分に関する規範が、他の部分より遅れて奈良時代の中でしだいに整備されてきたことを示す可能性があろう。

かつて折口信夫氏は、「天子様の復活祭」を悠紀殿・主基殿の2ヶ所で行う必要性に乏しいことから、本来は廻立殿が天皇の物忌みのための御殿であつて、そこでなされた復活の行事が、二次的に悠紀殿・主基殿へ移つていって幾度も復活の式をするようになったと考えたが（折口 1930）、大嘗宮遺構の状況からすれば、廻立殿に関わる部分が先に定型化していたとは考えがたい。これは、廻立殿における鎮魂復活あるいは聖婚儀礼をより本源的と考える折口説には不利であろう。

③称徳大嘗宮の異質性

称徳大嘗宮は、規模構造は平城宮内の他の大嘗宮と大差ないが唯一中央区に設けられた。称徳が中央区にこだわった理由は、天平宝字6年（762）以降に淳仁と激しく対立した経緯から淳仁大嘗宮の場を忌避した可能性、および中央区に造営された西宮を自分と道鏡の権力の拠点にしようとしていたことによるのであろう。あるいは、称徳は自分の重祚を契機に大嘗宮の場を中央区へ移し、以後の固定を企てたのかもしれない。中央区朝堂院での最初の大嘗宮であるから、東区朝堂院最初の大嘗宮である元正大嘗宮に倣つた位置に置くことに拘った結果が、IE②で述べた異様な距離の一一致ではないか。すなわち、中央区朝堂院北端の段から称徳大嘗宮北面宮垣までの距離が、南門階段縁からは134尺、回廊基壇縁からは147尺という端数のある数値であるが、東区朝堂院における元正大嘗宮の位置を本来時期が違うはずの上層遺構から測ると、大極殿院閣門南面階段縁から134尺、回廊基壇縁からは147尺となり、端数のある数値がぴったり一致している。称徳が、元正大嘗宮を意識したのは、かつて皇太子時代に、元正太上天皇の詔を受け聖武からの皇位継承の正当性を認められていた事情も関係しよう。しかし大嘗宮の中央区への固定は、道鏡の即位が阻止され、光仁が大嘗宮を東区朝堂院に戻したために実現しなかった。

それにしても、大嘗宮が中央区にも存在することは、III C すでに述べた考え方の破綻を宣告しているに等しいのであろうか。否である。孝謙は南薬園新宮で大嘗祭を嘗まざるを得なかつたのだが、これは、父である聖武に倣つて「三宝子」たることを意識した孝謙が、十二堂院での執行を忌避したからとする説がある（瀧浪 1998）。称徳としての重祚に際して大嘗宮を宮内に戻したが、あえて東区を避け中央区に移した。中央区で可とした理由は上述の2点に加え、すでに出家した称徳

がもはや神事と仏事の混交を忌避せずに出家者と在俗者と一緒に大嘗祭に奉仕させた点（瀧浪 1998）にも現われているように、称徳は貴族層の常識にあえて逆らおうとした節があるから、III-C で示したような大嘗祭を十二堂院で挙行する貴族層の暗黙の了解などには頓着しなかったのである。しかし、権力核崩壊の危機を辛くも脱した藤原氏（永手・良継・百川・蔵下麻呂・楓麻呂ら）の推戴によって即位できた光仁が、大嘗宮を東区朝堂院に戻したのは当然であった。

謝 辞

1997年5月12日、奈良国立文化財研究所（当時）考古第一調査室で、太政官についての私の拙い質問に対して懇切に答えて下さった古尾谷知浩氏に、あらためて感謝申し上げます。（2005年11月3日）

参考文献

- 池 浩三 1983『家屋文鏡の世界』. 相模書房, 東京.
- 石母田正 1962「古代史概説」『岩波講座日本歴史』1. 岩波書店, 東京.
- 石母田正 1971『日本の古代国家』. 岩波書店, 東京.
- 今泉隆雄 1984「律令制都城の成立と展開」『講座日本歴史』2. 東大出版会, 東京.
- 今泉隆雄 1989「再び平城宮の大極殿朝堂について」『律令国家の構造』. 吉川弘文館, 東京.
- 岩永省三 1996「平城宮」『古代都城の儀礼空間と構造』. 奈文研, 奈良.
- 上野邦一 1993「平城宮の大嘗宮再考」『建築史学』20.
- 上山春平 1972『神々の体系』. 中央公論社, 東京.
- 上山春平 1977『埋もれた巨像—国家論の試み—』. 岩波書店, 東京.
- 大津 透 1985「律令国家と畿内」『日本書紀研究』13. 塙書房, 東京
- 大津 透 1994「古代天皇制論」『岩波講座 日本通史』4. 岩波書店, 東京.
- 大津 透 1999『古代の天皇制』. 岩波書店, 東京.
- 大津 透 2000「解説」早川庄八著『天皇と古代国家』. 講談社, 東京.
- 岡田精司 1983「大王就任儀礼の原形とその展開」『日本史研究』245.
- 小澤 翁 2003『日本古代宮都構造の研究』. 青木書店, 東京.
- 折口信夫 1930「大嘗祭の本義」『古代研究・民俗学篇二』. 『折口信夫全集』3 (1966, 中央公論社, 東京) に再録。
- 金子裕之 1987「平城宮」『古代を考える 宮都発掘』. 吉川弘文館, 東京.
- 金子裕之 1996「大嘗祭」『考古学による日本歴史』5. 雄山閣, 東京.
- 加茂正典 1983「大嘗祭“辰日前段行事”考」『文化史学』39.
- 河内祥輔 1986『古代政治史における天皇制の論理』. 吉川弘文館, 東京.
- 倉林正次 1971「大嘗祭の成立」『古代の日本』2. 角川書店, 東京.
- 倉本一宏 1991「氏族合議制の成立」『ヒストリア』131.
- 倉本一宏 1997「議政官組織の構成原理」『史学雑誌』96-11.
- 西郷信綱 1967『古事記の世界』. 岩波書店, 東京.
- 佐藤宗諱 1975「律令太政官制と天皇」『体系 日本国史』1. 東大出版会, 東京.
- 清水みき 1995「桓武朝における遷都の論理」『日本古代国家の展開』上. 思文閣出版, 京都.

- 関 晃 1952 「律令支配層の成立とその構造」『新日本史大系』2. 朝倉書店, 東京
- 関 晃 1954 「畿内制の成立」『山梨大学学芸学部研究報告』5.
- 関 晃 1959 「大化改新と天皇権力」『歴史学研究』228.
- 関 晃 1959 「大化前後の大夫について」『山梨大学学芸学部研究報告』10.
- 関 晃 1976 「律令貴族論」『岩波講座日本歴史』3. 岩波書店, 東京
- 関野 克 1939 「貞觀儀式大嘗宮の研究上・下」『建築史』第1卷第1号・2号
- 滝川政次郎 1967 「革命思想と長岡遷都」『法制史論叢第二冊 京制並に都城制の研究』. 角川書店, 東京.
- 瀧浪貞子 1998 『最期の女帝 孝謙天皇』. 吉川弘文館, 東京
- 長山泰孝 1992 『古代国家と王権』. 吉川弘文館, 東京.
- 奈文研 1985 「第二次朝堂院地区の調査 第161・163次」『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈文研 1986 「推定第二次朝堂院朝庭地区の調査 第169次」『昭和60年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』
- 奈文研 1992 『第二次大極殿院検討会記録(1)』
- 奈文研 1993 『平城宮発掘調査報告XIV』
- 奈文研 2005 「中央区朝堂院の調査—第367・376次調査」『奈良文化財研究所紀要2005』
- 橋本義則・山岸常人 1991 「書評 鈴木亘著『平安宮内裏の研究』」『建築史学』17
- 早川庄八 1978 「太政官処分について」『日本古代の社会と経済』上巻. 吉川弘文館, 東京
- 早川庄八 1984 「古代天皇制と太政官政治」『講座日本歴史』2. 東大出版会, 東京
- 早川庄八 1986 a 『日本古代官僚制の研究』. 岩波書店, 東京
- 早川庄八 1986 b 「天皇と太政官の権能」『日本史研究の新視点』. 吉川弘文館, 東京
- 早川庄八 1987 「律令国家・王朝国家における天皇」『日本の社会史3』. 岩波書店, 東京.
- 林 陸朗 1972 『長岡京の謎』. 新人物往来社, 東京.
- 保坂佳男 1984 「朝堂院の変遷について」『慶應義塾大学国史研究会年報』5
- 町田 章 1986 『平城京』. ニューサイエンス社, 東京.
- 町田 章 1989 「平城宮の建設」『古代史復元』8. 講談社, 東京.
- 町田 章 1991 『平城京』『新版古代の日本』6. 角川書店, 東京.
- 松前 健 1970 『日本神話の形成』. 城文庫, 東京.
- 三品彰英 1973 『古代祭祀と穀靈信仰』. 平凡社, 東京.
- 水林 彪 2001 『記紀神話と王権の祭り 新訂版』. 岩波書店, 東京
- 吉川真司 1995 「天皇家と藤原氏」『岩波講座日本通史』5. 岩波書店, 東京.
- 吉川真司 1996 a 「宫廷儀式と太極殿・朝堂院」『古代都城の儀礼空間と構造』. 奈文研, 奈良.
- 吉川真司 1996 b 「朝堂と曹司」『都城における行政機構の成立と展開』. 奈文研, 奈良.
- 吉川真司 1997 「難波長柄豊崎宮の歴史的位置」『日本古代国家の史的特質』. 思文閣出版, 京都.
- 吉川真司 1998 『律令官僚制の研究』. 城文庫, 東京.
- 吉田 孝 1983 『律令国家と古代の社会』. 岩波書店, 東京.
- 吉村武彦 1989 「古代の王位継承と群臣」『日本歴史』496.
- 渡辺晃宏 2001 『平城京と木簡の世紀』講談社, 東京.

補 記

筆者は九州大学着任前に奈良国立文化財研究所（当時）で平城宮跡の調査研究に携わっていた。数々の発掘調査を経験し、諸先輩・同僚諸氏の叱咤を受けつつ、狭隘だった視野をじょじょに広げ、自分なりの研究テーマを見出して勉強していたが、生来の怠惰が祟り、十分に追究する前に筑前国への移住を余儀なくされた。しかし古代国家のまさに中枢部の実態をつぶさに観察できた経験は、日本における国家形成過程とその特質を研究する上で、何物にも替えがたいものであった。奈文研で勉強させて頂いた成果を少しでも残そうと小稿を書いたが、内容は酷いものであり、ご叱正をお願いしたい。以下、若干の補足をしておく。

「はじめに」について。私は、古墳時代の首長権継承儀礼を大嘗祭と結びつけよと主張するものではない。むしろ逆である。赤坂憲雄氏が、昭和天皇の葬儀に際する一考古学者の発言…「古文献で学んだ古代の葬制を髣髴とさせ、皇室の強い伝統を感じさせた」…に呆れはてて再三批判している（吉本・赤坂 1990、赤坂 1993）。岡田精司氏も「考古学者の間では、大嘗祭を古墳祭祀や人物埴輪と結びつけて論じる傾向がある」と指摘する（岡田 1983）。偽のアルカイスムを古い由来のものと誤認しないように自戒したい。文化人類学の王権や儀礼に関わる各種モデルが、コロニアル・コンタクトの影響で本来の姿を失った社会に基づいて作られている事があるので、安易に用いる前に点検が必要なようである。

I Cについて。小稿では大嘗宮の細部構造などを分析するに際し、報告書類に掲載された遺構図をコピーして張り合わせ 400 分の 1 の図を作成してから建物間の距離などを測り、時期に応じて 1 尺 = 0.294~0.296m として天平尺に換算した数値を用いた。アバウトなことは重々承知している。20 分の 1 の実測野帳など生データを使用できる奈文研の諸氏には、ぜひとも再検討して頂いて、小稿の誤りを正し、より妥当な見解を導いて下さることを切望する。

I D①について。正殿 40 尺移動原則を継続すれば、いずれ大嘗宮は朝堂院第五堂にぶつかるので、それ以前に再び北上させざるを得ない。東区朝堂院の場合、あと 5 回分しか収まらない。北上させるに際して正殿の重複をいかにして回避するつもりであったのか。淳仁大嘗宮のように中軸線を変えずに正殿だけ横にずらすなど、何らかの方策が平城遷都当初から考えられていた筈だが知るすべがない。平安宮においては、大嘗祭自体の形式化の進展によって、正殿の移動をやめて第二堂横に固定させるようになった可能性が大きいが、今の所大嘗宮遺構の検出が望めないのが残念だ。

III Aについて。脱稿後、古尾谷知浩氏から、十二朝堂と太政官は起源の上で結び付いておらず、十二朝堂に集まる人の属性は太政官のみではないので、律令制成立以前のあり方に引き付けて「太政官院」の名を説明するのは難しく、むしろ十二朝堂での太政官による最終決裁が定着した奈良時代後半に生じた名称と見るべきとのご指摘を受けた。太政官の意味にも広義・狭義の幅があるが、

「太政官院」と呼ぶ場合の太政官を、大宝令での太政官一八省の階等制の成立を前提に、太政官に統轄される八省をも含み、さらには官僚機構に結集した貴族層を含む漠とした広がりをもたされた語と考えれば、その性格を奈良時代前半に遡らせ得るし、さらに古い体制の記憶を呼び覚ます名と見ることもできよう。奈良時代後半でも十二堂院で狭義の太政官のみが機能したわけではなかろうし、共同幻想の形成には曖昧さが必須である。

III B①について。怪しい魅力で多くの人を捉えてきた折口信夫氏の大嘗祭論とくに真床覆衾論・天皇靈論に対する批判は枚挙に暇がないが、以下の文献を参考にすると、1909 年に公布された登極

令で創出された大嘗祭を古代宮廷神事の再現と信じた折口氏が、それを支えるイデオロギーの構築を目指した、帝国憲法下の「大嘗祭の本義」と言えるようだ。なお折口批判論の中での岡田精司氏と岡田莊司氏の鋭い対立については、赤坂 1990・1993、岡田精司 1992 を参照。岡田莊司氏が、天皇即神論と折口説を葬り、象徴天皇制に相応し神格獲得と無関係の大嘗祭イメージの創出を目指したと指摘する。そして岡田莊司説は、宮内庁が大嘗祭違憲という攻撃をかわす格好の助け舟となつた（中村 1994）。

- 赤坂憲雄 1988『王と天皇』筑摩書房、東京.
- 赤坂憲雄 1990『象徴天皇という物語』筑摩書房、東京.
- 赤坂憲雄 1993『結社と王権』作品社、東京.
- 岡田精司 1983「大王就任儀礼の原形とその展開」『日本史研究』245.
- 岡田精司 1989「解説 即位・大嘗祭研究の問題点（一）」『天皇代替わり儀式の歴史的展開』柏書房、東京.
- 岡田精司 1990「折口信夫の大嘗祭論と登極令」『仏教と社会』永田文昌堂,
- 岡田精司 1992「即位儀・大嘗祭をめぐる問題点」『古代祭祀の史的研究』塙書房、東京
- 岡田莊司 1989「大嘗祭—“真床覆衾”論と寝座の意味—」『国学院雑誌』90-12.
- 中村生雄 1994「王権の儀礼と構造」『日本の神と王権』法藏館、京都.
- 水林 彪 2001「世界関係の転回と天皇王権の形成」『記紀神話と王権の祭り』岩波書店、東京.
- 吉本隆明・赤坂憲雄 1990『天皇制の基層』作品社、東京.

ⅢBについて。吉本隆明氏・赤坂憲雄氏の対談中で、（吉本）「平安朝以前の大嘗祭の記録ややり方」がわからなくて「僕はがっかりした」、（赤坂）「大嘗祭についての記録とか文献というのは、平安の半ば以降のもの」なので、「文献実証主義の立場を貫こうと思えば、古代の大嘗祭に関しては沈黙せざるを得ない」とある（吉本・赤坂 1990）。秘儀の終了後ただちに撤去され跡形もなくなつたはずの大嘗宮の跡形が6回分も残っているのに、今日に至るまでの大嘗祭に関する議論の中で、平城宮の大嘗宮遺構を分析した文献史・宗教史・思想史学者がほとんどいないのは不思議なことだ。

ⅢBの最後に述べた文武・元明大嘗宮の調査の必要性は、私の経験から言っても、実際に現場に立っておられる奈文研の諸氏は、はるかに尖鋭・鮮明な問題意識で、確固たる学問的問題意識に裏付けられた調査計画を立案し、日々の発掘調査の中で仮説の検証を積み重ね、都城制研究を推進しておられるわけであるから、私のような外野席の人間が那津官家から言う必要もないことではある。

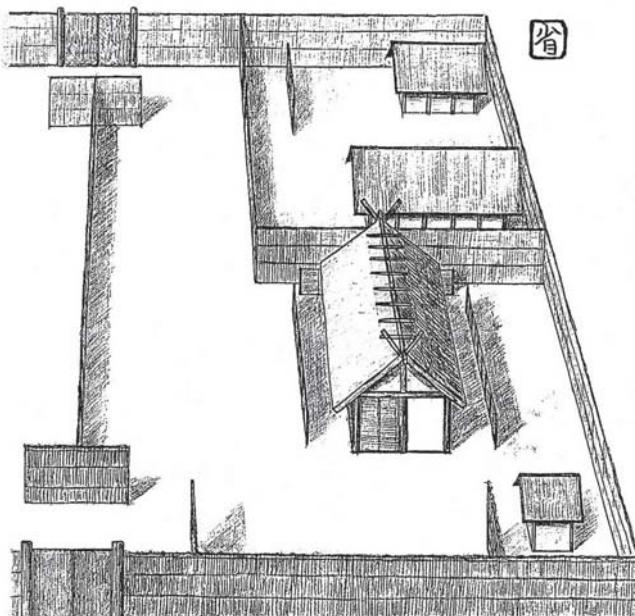
最初の大嘗祭をおこなつた天皇が天武か持統か説が分かれているが、いずれにせよ彼らの大嘗宮については、飛鳥淨御原宮東南櫛（エビノコ櫛）の南側平坦地が有力候補地である。ここには小澤毅氏によって朝堂が想定されている（小澤 2003）。人家の建て込む場所で発掘調査は困難であろうが、調査の機会があった折には小規模建物にぜひともご注意いただきたい。

ⅢCについて。水林彪氏は、前期平城宮の中央区朝堂院を太政官管轄の「政」の空間（太政官朝堂）、東区朝堂院を神祇官管轄の「祭」の空間（神祇官朝堂）とした（2002「平城宮読解—前期平城宮中央区・東区二元的秩序の意味—」『日本古代王権の成立』青木書店）。しかし東区が、掘立柱・桧皮葺で建てられた理由は依然として問題だが、難波長柄豊崎宮や藤原宮の朝堂院を継承した「政」の場であることは否定できないと考える。小稿では、その「政」の場で大嘗祭が挙行された事情を考えてみたのである。なお、養老令では神祇官の長官=伯の位階は八省の卿の位階（正四位上または下）よりも下の從四位下であり、神祇官を太政官と対等の官司と考えるのは無理であるから、神祇官が、個々の祭祀はと

もかく東区朝堂院全体を管掌できたのか疑問である。

ⅢD①について。文献史料から伺える奈良時代の大嘗祭の画期は、光仁あるいは桓武にある（岡田 1983、加茂 1983）。光仁大嘗祭では、悠紀・主基の斎田が国土の東西の国から象徴的に選ばれるようになり、卯日に中臣による神寿詞奏上が行われた。桓武大嘗祭では、神寿詞奏上が辰日に移動し、同日に忌部による剣鏡奉上も行われるようになり、いわゆる「辰日前段行事」（倉林 1971）が成立する。剣鏡奉上はそもそも律令以前の大王就任儀礼に起源するもので、そこではまず群臣が宝器を捧げ、別の日に檀=高御座に昇り即位した（岡田 1983）。神祇令では践祚の日に高御座に昇り、中臣の神寿詞奏上を受け、忌部の神璽奉獻を受けるようになった。桓武以後、践祚と即位が分離し、王位に就任した即日神璽の継受が済んでしまい、後日に即位礼を挙行するようになったことから、宝器献上は即位礼から脱落し、大嘗祭辰日前段に行われるようになった（岡田 1983）。

さて、大嘗宮遺構の上では、光仁大嘗宮と桓武大嘗宮は類似度が高いが、称徳大嘗宮とも大差がなく、称徳→光仁→桓武への式次第の変更が大嘗宮の構造に影響したとは言いがたい。しかし、大極殿前庭の儀式遺構では、光仁および桓武の即位時に儀式が整備されたことが伺える（奈文研 1993）。小稿では全く検討できなかつたが、東区朝堂院の大嘗宮の周囲では多くの仮設建物が検出されており、これらの時期と儀式を特定する研究が進めば、大嘗祭の整備過程も明らかにできよう。個々の遺構の時期決定が柱穴の出土遺物などから容易にできるわけではないのは重々承知しているが、大嘗宮の宮垣からの距離など検討の余地はある。朝集殿下層建物の存否問題に決着を付けた後、近々と予想される東区朝堂院の正式報告書の刊行が待望される。さらに称徳大嘗宮との関係で、中央区朝堂院朝庭部の発掘調査の進展にも期待したい。すでに中央区大極殿院の埠積み擁壁の南側で検出された SB7140（宝幢説も有力）について大嘗祭関連施設説が提唱されている一方で（奈文研 1993）、朝堂院で称徳大嘗宮が発見された以上、朝庭部の儀式遺構の全貌を解明しない訳には行くまい。かつて私が担当した第 140 次調査で朝庭部に伸ばしたトレンチでは、競馬や騎射の行事に用いた馬埒（馬場の柵）を 7 条検出したが、他にも儀式遺構があるはずである。



淳二大嘗宮復原図

独法化および東文研との統合以降、奈文研の業務における都城制研究の比重は縮小気味だと聞いている。さらに国立博物館と統合すれば、この傾向にはますます拍車がかかるだろう。しかし私は平城宮や藤原宮の調査・研究は、見かけは地味だが、ポンペイやヘルクラネウムの調査に勝るとも劣らない意義を持った大プロジェクトだと思っている。正倉院宝物は平城宮から持ち出された動産であるが、持ち出せなかったもの（不動産+動産）の中には、日本の古代国家と王権の秘密を解き明かす鍵が隠されている。ますます奈文研の都城制研究が充実することを願って筆を置く。（2005年11月23日）